

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外 2 4 7 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2017年6月26日

準備書面 2

東京地方裁判所民事 13 部 御中

原告ら代理人弁護士

河 村 健 夫



同

山 本 志 都



同

指 宿 昭 一



同

中 井 雅 人



頭書事件について、被告準備(3)に対する反論及び原告ら主張の補充を行う。

第1 被告ら準備書面(3)に対する反論

1 「第1 部落問題」について

- (1) 被告らは、その準備書面(3)「第1」において、「部落問題について」という表題の下で、自らの見解を縷々述べるが、本件請求原因事実との関係が明らかではなく、ほとんど認否・反論の必要を認めないものである。

なお、地対協意見具申(乙115)という書面が存在することは認めるが、被告らが差別意識の要因として引用した4点は不正確である。

まず、これは、地対協意見具申は、「昔ながらの非合理的な因習的な差別意識」が根強く残っていることを前提に、「新たな差別意識を生む様々な新しい要因」が存在していると述べており、被告らが引用したのは「新しい要因」についての4点である。

すなわち、被告らは故意に引用を避けているが、上記地対協意見具申の立場にあっても、「昔ながらの非合理的な因習的な差別意識」が根強く残っており、部落差別が深刻であることは前提であることは留意すべきである。

そして、3点目の要因は、「えせ同和行為の横行」である。「民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する同和問題はこわい問題であり、避けた方がよいとの意識の発生」は、「新たな差別意識を生む要因」であるとともに、「えせ同和行為」の背景として挙げられている(地対協意見具申自体の論旨が不明確であり、この「意識の発生」がどのように位置づくるかは不明である。)。

なお、被告らは原告らおよび原告解放同盟が行ってきた部落差別解消のための様々な取り組みに対して「えせ同和行為」である旨の主張を行っているが、上記地対協意見具申の立場にあっても、「このような行為(＝えせ同和行為)は、これまでなされてきた啓発の効果を一挙にくつがえ

し、同和関係者や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間啓発団体に対する国民のイメージを損ね、ひいては、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっている」と指摘されているところである。

「えせ同和行為」は、まさに、原告らおよび原告解放同盟の行ってきた血の滲むような部落差別解消のための努力に水を差すものであって許されないことは明白であるが、被告らは、このような原告らおよび原告解放同盟の行ってきた部落差別解消のための諸活動に対して、あえて「えせ同和行為」と呼んで面罵する。かかる被告らの主張は、まさに「新たな差別意識を生む」ことにつながるものであって、被告らの部落問題に対する差別意識が色濃く滲み出ている主張である。

(2) 原告らの主張

原告解放同盟は、地対協意見具申を批判する立場に立っているが、現時点で、本件訴訟においてその批判を述べる必要はない。

被告らが、地対協意見具申を引用することで何を主張したいのかは判然としないが、少なくとも、地対協意見具申が、部落問題に関して、人の権利を侵害するような情報の開示を許容したり、裁判所による権利救済を否定する趣旨ではないことは明らかである。

2 「第2 「第2 第1『いまだ厳然と存在する部落差別』について」に』について

(1) 柱書き（4～5頁）について

ア 被告の主張

被告は、大要、①部落問題・部落差別は存在するという前提での主張を行っているものであって、被差別部落出身者や被差別部落に対する差

別はなくなっているとは言っていない、②『全国部落調査』を秘密にすることは部落差別の助長につながる、③何を部落差別というかについて原告らとは考え方が違う、と述べる。

全て否認ないし争う。

イ 被告らの主張は部落差別の存在を認めていない（①に対する反論）

（ア）被告らのこれまでの主張

被告らは、準備書面（１）６～８で、「部落問題」がなにかということとは分からない、「部落」がなにかということとは分からない、「部落民」がなにかということとは分からないと繰り返し、肝心の「部落差別」についても、同準備書面９で、原告らの主張について、「自称『被差別部落出身者』にとって都合の悪いことは何でも差別と言える」とし、『差別された』ということが、『差別された振り』にすぎないことがある」として、中野一成、角岡伸彦の著作を引用しており、結局のところ、「部落差別」自体が存在しないという前提にたった主張をしている。

あるいは、被告らは、準備書面（２）の第４では、「部落が抱える問題は目に見えないものではなく、廃墟と空き地が目立ち、古びた改良住宅が立ち並ぶなど、見るからに違和感のある部落は存在する。はっきり言えば、被告らが取材をする中で、部落に対する差別的とも言える悪評を耳にすることは何度もあった。／しかし、そのような悪評は『差別』の一言で片付けられるものではなく、大抵はその原因となる実態があった。具体的には大垣で見られたような不適切な同和行政、運動団体の在り方、乙８１、乙８２のような解放同盟による異常・異様な活動であるようなこともある。／具合が悪くなれば『差別』と脅して人の目と耳と口を塞ぐような態度では、事実を見極めること

はできない。なぜ部落は嫌われるのか、『差別』と言われるような発言からも学ばなければならない。／勘違いしてはならないのは、部落が抱える問題は、全国の全ての部落に対してぼんやりと雲のようにひろがっているものではなくて、特定の地域に具体的な問題が存在するのである。(中略) 全ての部落を一般化して『部落は差別されている』と考えるのであれば明らかに間違いである」と主張している。

この主張を整理すれば、「問題がある部落はたしかにあるが、それには原因があり、原告解放同盟による運動が原因になっていることも多い。部落全体に共通するものとしての『部落差別』などない」ということになる。

このように、被告らが原告らの主張を否定することを通して、「部落差別」は存在しないという前提に立った主張をしてきたことは明らかであり、被告らが、「部落問題・部落差別は存在するという前提での主張を行っている」というのは事実ではない。

(イ) 準備書面(3)中での主張

上記のような被告らの「部落差別」に関する態度は、準備書面(3)の他の箇所でも一貫している。

たとえば、被告らは、同準備書面・第4「部落が抱える問題について」の2で、「むろん、同和事業が行われた全ての部落が現在も問題を抱えているわけではない。滋賀県日野町のように同和問題の解消を明示的に宣言した自治体も全国にいくつかあるし、宣言しなくとも将来の終了を見据えた適正な同和事業を行った地域ではほとんど問題は残っていない」として、部落には問題(差別)は残っていないとする(22～23頁)。そして、「一部の部落の目に見える問題」(被告らは現実に生じているさまざまな事象について「差別」という言葉を使わずに「問題」と表現する)として、不釣り合いなほど大きな隣

保館や児童館がある、老朽化した公営住宅がある、不釣り合いな高級車がある、空き地と廃墟が多い、路上に自動車が不法投棄されている、無許可で公営住宅を改造して店舗営業しているなどとあげつらう（23頁）。

また、同準備書面・第6「いわゆる『被差別部落出身者』について」の1において、「原告らには『部落民は正しくて、一般人は差別者なのだから、被差別部落出身者を自称すれば優位に立てる』という歪んだ意識がある」（26頁）と、社会の中で「被差別部落出身者」とカミングアウトすることの困難さ、自らの出自に誇りを持ち、出自を隠すことなく生きていくために越えなければならない具体的な障害の大きさを無視して、「差別」は被差別者が作り出しているものと言わんばかりの言辭を吐く。

さらに、『被差別部落出身者』なるものは法的にも歴史的に【ママ】社会的にも存在しない」として、非人や穢多についても世襲を否定し、水平社についても「血筋や土地の歴史がどうということではなく、実際に今の時点で困窮した実態があり、見下されていたから止むに止まらず立ち上がった」として、要するに「被差別部落」の存在や「部落民」の存在を歴史的にも否定する（27頁）。

被告らが「部落問題・部落差別は存在する」と主張するのは、準備書面の中の被告ら自身の主張と矛盾する。

（ウ）『部落問題入門』における主張

被告らは、部落問題については被告示現舎が出版した『部落問題入門』（乙114）で展開している旨述べる（1頁）。そこで、同書を読んでみても、「差別の実態とは」として掲げられているのは、「部落問題は個別の問題であり、格差の問題である」という、上述したのと同旨の指摘が行われているだけである（同書17～19頁）。また、2

016年12月に成立した「部落差別解消推進法」について触れた章では、「今なお残る『部落差別』とは」として、「おそらく『部落民』であることを理由として誰かが不利益を受けるようなことがあれば、それは部落差別であると言えるでしょう。しかし、そもそも誰が『部落民』なのかを特定することが不可能なので、実際に『部落民』であるかどうかの事実の有無は問わないということが法務省の立場です。すると、誰もが部落差別の対象となり得るということになります。この考え方によれば、日頃から『部落民』を標榜している人を特別視する理由は全く無く、むしろそのような人は自ら部落差別の原因を振りまいていると言えるでしょう」として、主張の趣旨は不明確だが、「部落民かどうか特定できないので、(客観的に)部落差別(被告らによれば、「部落民であることを理由として不利益を受けること」)が存在するとはいえない」という結論を導こうとしている(同書168～169頁)。

ウ 部落の名前・場所を公開することは差別の助長につながる(②に対する反論)

被告らの主張は(ここでも)趣旨不文明であるが、『全国部落調査』を公開しない理由が「差別的」(「部落に関わると差別される」と言い続けることが必要)だから、公開しないことが部落差別を助長する、というものであるとみえる(4頁)。

しかし、原告らは、これまで、被差別部落をリストアップした書籍類が、就職差別、結婚差別、土地差別などに利用されてきた経緯もふまえ、実際に、就職の採用の判断を行う人、結婚問題を身近に抱える人、不動産の取得・利用を考慮する人が、「被差別部落」とは関わりを持ちたくない、という意識を持ちつつ、一覧性のあるリストを利用するこ

と（利用することが潜在的な差別意識は固定化する）、リストを利用することによって具体的な差別が発生することを問題にしてきた。部落の名前・場所を公開することで、その情報が悪用され、本来決して利用すべきではない場面で利用されることになるということは、差別の助長そのものである。

エ 具体的な差別事象に部落問題・部落差別が表出する（③に対する反論）

被告らは、「多種多様な部落の違いを無視し、具体的な地名を出すこともせず、あたかも全ての部落が問題を抱えているかのように言うことは、不当な一般化であり、部落に対する偏見を助長する」と主張している（5頁）。

しかし、媒体を考慮せずに一般的に具体的な地名を出して問題を指摘することは、当該部落及びその周辺に関係する人びとの利益を害することにつながりかねず、容易には行えないことは明らかである。多種多様な部落に多種多様な問題が発生していることは事実であるが、その根底には「部落に対する差別」という共通の基盤があることを、原告らは指摘しているのである。その意味では、具体的な差別事象や被告らのいう「格差」の表出である問題があらわれたとき、その要因に、部落問題や部落差別があるということである。被告らの批判はあたらない。

オ 解消すべき部落差別の存在

すでに原告らが主張しているように、部落差別は遺憾にも現在に至るまで克服されたとはいえない。

2016年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差

別解消推進法)が成立した。同法の1条は、「部落差別は許されないものであるとの認識の下に、・・部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記されており、部落差別の問題について、初めて「部落」あるいは「部落差別」という言葉を用いて、国が部落差別に真正面から取り組む姿勢を示したものといえる。すでに1965年の同和対策審議会答申において、「部落問題の存在は、主観を超えた客観的事実に基づくもの」とされた「部落問題」だが、この法律は、「部落差別」という言葉を用い、新たに法律を制定して解決に向けて取り組まなければならないほど部落差別は厳然と存在することを認めたものといえる。

(2) 「1」(5頁)について

ア 柱書きについて

(ア) 被告らの主張

被告らの主張はここでも判然としないが、まとめると、①原告によって摘示された差別事象は原告解放同盟が主観的な立場から恣意的に取捨選択したものである、②部落差別が存在するとしても、発売禁止しなければならない理由とはならない、と主張しているものと思われる(5頁～)。

地対協意見具申(1986年12月)に、被告らが引用する記載が存在することは認めるが、その余は全て否認ないし争う。

(イ) 差別事象の収集の意味(①に対する反論)

被告らは、1986年12月の地対協意見具申の一部を引用しているが、趣旨が明確でないので、補足する。

同意見は、「新たな差別意識を生む様々な新しい要因」として4つの要因を指摘する(地対協が同和対策縮小の方向性にそって諮問機

関としてまとめたこの意見具申には、部落差別の実態を矮小化し、国が積極的に差別解消の責任を負うべきであるという認識が欠如していることは、前述したとおりである）。同意見は、第4の要因（被告らのいう「新しい要因の4つ目」として「同和問題についての自由な意見の潜在化傾向」を掲げている。具体的には、差別行為の確認・糾弾闘争について、「差別の不合理性についての社会的認識を高める効果」があったことは認めつつ、行きすぎた場合に「人権への配慮に欠けたものとなる可能性」があるとした。被告らが引用する部分は、確認・糾弾闘争から生じうる弊害について述べた部分であって、地対協意見が、差別事象の事例収集の意義を否定しているわけではないことは改めて確認する必要がある。

1つ1つの差別事象は、ばらばらに切り離されている限り、その差別的行為を行った個人の問題にされてしまうが、差別事象を収集することで、①それら事象に通底する「部落差別」の原因や差別意識の在り方を解明するとともに、②（部落差別解消推進法にも規定されている）部落差別解消のための施策や教育・啓発活動の内容を浮かび上がらせ、③取組みの効果を測定することができるのであり、原告解放同盟は、そのような目的をもって、差別事象の調査を行っている。そして、それが『全国のあいつぐ差別事件』として毎年まとめられているのである。

これは、全国で発生した事象について、原告解放同盟に申し出があり、あるいは自ら把握したものについて、補充的に調査を行った上で掲載しているものであるから、決して「恣意的」に行われたものではない。もちろん、民間団体である原告解放同盟が行った調査であり、またセンシティブな問題であるという事柄の性質から、全国でおきた全ての差別事件が掌握されているわけではない。

また、被告らは、甲34や甲38の記載をとらえて、部落差別とするには無理な記載がある、あるいは、部落問題に係る表現については原告部落解放同盟に従えと言っているに等しいと批判するが、原告解放同盟が、ある事実について、差別意識の表れや差別事象だと指摘することは、それ以外の意見や表現が許されないとする事とはレベルの異なる問題である。

(ウ) 差別が厳然と存在するからこそ差別を助長する表現は許されない
(②に対する反論)

被告らは、「なぜ被告ら【代理人注・「原告ら」の誤りと思われる】の請求により全国部落調査を発売禁止しなければならないのか、明らかにされていない」と主張するが、原告らは訴訟の中で原告らの主張を示している。すなわち、『全国部落調査』を発売禁止に原告らが本件訴訟において『全国部落調査』の出版差し止め、ウェブサイト上の本件各記事の削除等を求めているのは、訴状で主張しているとおり、『全国部落調査』や本件各記事が、原告らのプライバシー権、名誉権、差別されない権利、原告解放同盟の業務を行う権利を侵害するものだからである。特に、『全国部落調査』は、行政によって回収・廃棄の処分が行われた『部落地名総鑑』の原典として売り出されている。『部落地名総鑑』や『全国部落調査』は被差別部落に関する情報のみが記載された図書であり、どこが被差別部落であるか、誰が被差別部落出身者かということを暴きたい、結婚や就職において被差別部落出身者を排除するという目的に利用したいという「差別目的」以外に利用価値がない。これは個人的に「～たい」という欲求ではなく、厳然と残っている差別を前提にした、社会構造としての差別の欲求である。こうした部落差別が『部落地名総鑑』や『全国部落調査』を生み、その『部落地名総鑑』や「全国部落調査」がその差別を助長・

固定化し、社会内の差別を拡大再生産していく。この連鎖を断ち切るためには、『全国部落調査』の出版は許されない。

イ 戸籍謄本不正取得事件について

(ア) 被告らの主張

被告らは、戸籍謄本の不正取得について、「どのように部落問題と関係しているのか明らかではない」、「本件の当事者とは関係がない」と主張しているが（7頁）、全て争う。

(イ) 戸籍謄本不正取得は部落差別がその基底にあり部落差別を助長する

a 戸籍制度の悪用と部落差別

1976年に改正されるまでの戸籍法では、誰でも、手数料を納めて戸籍の閲覧または戸籍の謄本・抄本の交付を請求することができたことから、離婚歴・婚外子・養子などの事実が明らかにされ、また入籍する前の戸籍を順次たどることによって、被差別部落の出身であることを確認することもできた。

戦前の戸籍には、私生子、棄児、華族・士族・平民・元えた・新平民・土人（アイヌ）などの族称、出生・死亡事項（鉄道線路上における死亡などの変死、刑務所名など）が記載されているので、除籍簿についてはさらに深刻な問題がある。だからこそ部落解放運動は、戸籍の公開制限について熱心に取り組んできたのである。

1871年4月に制定された戸籍法では、臣民としての華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民であり、被差別部落出身者は除外されていた。同年8月の「解放令」で「えた」「非人」の名称は廃止され、被差別部落民も戸籍記載の対象となった。しかし、戸籍上では「元えた」「新平民」などと記載する例が多かった。

1898年以降は、戸籍の記載欄の1つとして「族称」欄が設けられた。本来、差別的名称を記載できないはずだったが、「新平民」などの記載はなくならなかった。部落解放運動では、戸籍の呼称は最初から大問題であり、これを最初に訴えたのが1923年の第2回全国水平社大会で、戸籍簿・身元調査などの改正を要求する決議がなされた。

この陳情に応じて、帝国議会で衆議院議員から「因習打破に関する建議案」が提出されるなどして、1924年、司法省は、謄本・抄本の作製のときに、「えた」「新平民」の文字を謄写してはならず、その名称を職権で抹消することができるという通達を出した。

しかし、華族・士族・平民という族称はそのまま謄写されるから、謄本・抄本の族称欄が空白のままで交付されれば、逆に被差別部落の出身であることが明らかになる。1938年には、族称欄の文字については、すべて謄写しないという通達が出された。

それでも、除籍簿や改製原戸籍をみれば、族称欄の記載が抹消されていることが分かるため、閲覧して身元調査をする例は絶えなかった。そのため、法務省は、除籍簿の閲覧請求などが差別的事象につながるおそれがあると認められるときには、その請求に応じなくてよいという通達も出している。

通達が繰り返し発出されていることから、被差別部落出身者を排除するための結婚や就職の際の身元調査として、戸籍がどれだけ「活用」されてきたかが分かる。

1974年以降、自治体では、差別行為が戸籍の公開によって誘発されたり、助長されたりしないように、本人・親族以外の第三者に対する公開を制限する「戸籍公開制限実施要綱」が作られるようになり、1976年には、閲覧制度の原則廃止、戸籍謄本・抄本・

記載事項証明書、除籍謄本・抄本・記載事項証明書の交付の規制を定めた戸籍法の改定が行われた。戸籍謄本・抄本・記載事項証明書の交付を請求する場合には、請求事由を明らかにしなければならず、それが「不当な目的」であることが明らかとなるときには、請求を拒むことができることとなった（10条3項）。この、民事局長の通達では、不当な目的の基準として、「婚外子であることや離婚歴など他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索しまたはこれを公表するなどプライバシーの侵害につながるもの、あるいは戸籍の記載事項を手がかりとして同和地区出身者であるか否かを調査するなど差別行為につながるものなど、戸籍の公開制度の趣旨を逸脱して謄本などを不当に利用する目的をいう」と定められた。

戸籍制度が悪用され部落差別に利用されてきたことは、以上の経過からも明らかといえる。

b 不正取得と身元調査

第2準備書面でも述べたように、「プライム事件」では、同社社長は「調査の8～9割は、結婚相手の身元調査と浮気調査だった」と述べていること、正当な利用の目的であれば職務上請求が可能なことから、原告らが第2準備書面で掲げた戸籍謄本の不正取得事件は、職務上請求を潜脱するなどの方法で、「戸籍の公開制度の趣旨を逸脱して謄本などを不正に利用する目的」があることは明らかであり、不正取得の多くの部分が身元調査のために行われていることが窺われる。

(ウ) 被告らの求釈明

被告らは、以前から「ぜひ原告らで被告官部が「被差別部落出身者」であるかどうかを判断し、その結果と根拠を説明されたい」（被

告準備書面（２）１４頁）などと、被差別部落出身者であるか否かの判別を求めるという主張を行い、今回は「被告官部が『被差別部落出身者』であるかどうかを判別できるのか」と釈明を求めてきた。

釈明には応じない。被告らの求釈明は本件訴訟の争点とは全く関係ないばかりか、その行為そのものが被告らの差別問題に関する無神経さを示し、戸籍情報の悪用の一典型である。戸籍謄本に、自分のみならず妻や子を含む家族の個人情報に掲載されていることについてどう考えるのか。

ウ 就職差別事件について

（ア）被告らの主張

被告らは、①民間企業の採用は法律の範囲であれば自由であり、統一応募用紙を使わなくても問題はない、②掲げた事例は差別事件ではない旨、主張しているものと思われる（７頁～）が、全て否認ないし争う。

（イ）民間企業の採用においても差別は許されない

第２準備書面でも主張したとおり、厚生労働省は「公正採用選考」のための指針を打ち出し、雇用主にこれに従うように求めている（その意味では、採用については完全な「自由」とはいえない）。部落差別との関係でいえば、「家族状況や生活環境といった、応募者の適性・能力とは関係ない事柄で採否を決定しない」ために、「応募者の適性・能力に関係のない事柄について、応募用紙に記入させたり、面接で質問することなどによって把握しないようにすることが重要」とする。たとえ、これらの事項は採用基準としないつもりでも、把握すれば結果としてどうしても採否決定に影響を与えることになってしまい、就職差別につながるおそれがあるためである。

同省は、「個人情報保護の観点からも、職業安定法第5条の4 及び平成11年告示第141号 により、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報などの収集は原則として認められません」と明示しており、統一応募用紙使用が標準とされている。

(ウ) 各事例について

各事例について、原告らが把握している事実は、甲34～甲38の記事のとおりである。

エ 結婚差別事件について

(ア) 被告らの主張

被告らは、被告宮部が関わったという「結婚問題」3件をあげた(9頁～)上で、「結婚差別」についての「問題」を列挙し(10頁～)、結婚自体が属性で決められるという、被告らの有する非常に特殊な「結婚観」を披瀝した上で、本人の判断に他人は関与できない(11頁)と主張するが、被告宮部が関わった事例については不知、その余については争う。

(イ) 部落差別による婚約破棄、婚姻関係の破壊という事例は多い

部落差別を原因とした婚約破棄、婚姻関係の破壊という事例は、婚姻による子どもの誕生という要素があり、婚姻によって姻族関係が生じることから、個人の中に潜在的に存在している差別意識が露呈しやすく、また、家族関係を含み深刻な問題となることが多い。一方で、事柄の性質上、公にされにくく、差別問題として表面化されにくいという特徴もある。

なお、原告らの陳述書を作成する過程で、原告らが体験した結婚差別について、具体的な主張を補充する。

(ウ) 差別によって「両性の合意」が歪められる

被告らは、「憲法で『両性の合意』のみが要件とされている以上、そこに部落差別が関与しても本人の判断に他人が介入することができない」と主張する（11頁）。

しかし、被告らの憲法24条1項の解釈は誤っている。同条項は、戦前の「家」制度に基づく因習的な結婚観を廃し、「両性の合意」のみを要件とする婚姻の自由およびその消極面としての非婚・離婚の自由を、また、夫婦の同等の権利とそれに基づく婚姻維持の自由を保障して、特に両性の本質的平等を定め、結婚、婚姻関係の維持、離婚について、特に家族による強制などを想定しながら、家族の形成・維持についての個人の自己決定権自由ということを定めたものと理解される。

問題は、部落差別によって、その自己決定権が歪められることがあってはならないということである。被告らは、「部落差別が関与して最終的に本人が結婚をあきらめることになれば、それも本人の意思、選択であり、24条1項の権利の行使である」という前提に立っているものと思われるが、それでは、家族による強制によっていやいや結婚・離婚させられるという例も「両性の合意」が存在したと理解されることになり、不当な結論となる。

オ 土地差別調査事件について

（ア）被告らの主張

被告らは、「不動産と被差別部落との関係を調べたり教示したりする行為が差別だと言うのであれば、間違いなく行政がやってきたこと」であるとして、いくつかの事例を挙げる（行政がやっているのだから、差別にあたらない、という主張であると思われる。11頁～）。また、被告らは現実に部落の土地が差別されていない事例があり、

それを阻害しているのが原告解放同盟である、とも主張する。

被告ら摘示の各事業などが行われていることは認めるが、その趣旨は「土地差別調査」とは無関係である。

(イ) 同和対策事業は差別の解消を目的としたものである

同和地区に対する税の減免はいわゆる同和対策事業の一環として行われてきたものである。固定資産税の減免は、実際に土地の価格が周辺価格と比較して低廉であり、取引も低調であるという事実に基づいて行われている措置であり、土地調査差別とは何の関係もない。被告らは、堺市が市営住宅の公募の際の資料で、同住宅が同和事業で建設されたことを説明したことを非難しているが、市民に同和対策事業の内容を明らかにすることは必要であるし、入居希望者に建物の設置の経緯について情報提供をすることも、部落差別の解消につながる限り、市としては当然である。

(ウ) 物件が売却されていることは差別がないことを意味しない

同和地区内に住宅が建設されて売り出されていることには何ら問題はない。

「ごく自然に売り出されている」というこれらの物件について、乙17『大阪の同和事業と解放運動』や乙20『50年のあゆみ』と照合して、あえて被差別部落であることを暴く被告らの態度が非難されるべきである。

(エ) 被告らは奥田発言の趣旨を歪曲している

また、被告らは、奥田均氏の講演での発言を取り上げて「偏見に満ちた発言」と非難している。発言の該当ページがないため、奥田均氏の発言内容については不知。

乙128には、奥田均氏が2014年8月に佐賀市で行った講演の概要が掲載されているが、同氏は、2010年の大阪府民に対す

る調査でも「同和地区内の物件を避ける」と答えた人が半数にのぼっているという事実を前提にして、現在の部落差別が「現住所」「本籍地」「出生地」という「土地」との結びつきに基づいていることを指摘し、都市化の中で、誰もが自分はそう思われたくないという潜在的な差別意識が差別的行動を引き起こしていると主張して、人間の価値を住んでいる土地で決めるという愚かさに気づくべきだと話している。そこから考えれば、被告らが引用した講演中の発言は、「(被差別部落出身者でない) あなたも、同和地区に引っ越して時間がたてば、世間は部落出身者というふうにみなしますよ」という趣旨であることは明らかである。つまり、土地との結びつきに基づく差別意識を指摘し、聴衆に、あなたにも潜在的な差別意識はありませんかと問いかけるための発言であって、「偏見に満ちた発言」などと言われるような内容ではありえない。

カ 公的機関・職員による差別事件について

(ア) 被告らの主張

被告らは、「具体的な加害者・被害者が存在していない」から差別事件ではないと主張し、さらに、原告らがあげた差別発言についてそれにあたかも根拠があるかのように擁護している。

否認ないし争うが、ほとんどについて反論の必要を認めない。

(イ) 個別的な被害者のいない差別事件もある

被告らは、「部落」の定義が定まらなると権利侵害がないとか、「部落民」の定義が定まらなると権利侵害がないとか、部落差別の基準がないので何でも部落差別になるといってしまうとか形式的な議論を繰り返しているが、ここでも、公的施設の職員などによる差別発言には加害者・被害者がいないから「差別」ではない、と主張する。

しかし、たとえ、具体的な「被害者」はその場では見えなかったとしても、そのような事象は「差別」として取り上げられるべきで、むしろ「差別」として取り上げないという不作為が新たな「差別」を生むという構造がある。すなわち、公的施設の職員などが公的な場面で被差別部落や被差別部落出身者に対する偏見や差別意識を表出し、それが広がることは、差別的な意識を温存・拡大し、公的な場で語られることが許容されるという状況を他の人が共有することによって、被差別者を傷つけるとともに、差別構造をより強固なものにするという弊害が存するのである。

(ウ) 差別解消のための活動には社会的意義がある

「近親交配によって遺伝子が濃くなり、おかしい人が生まれやすくなる」、「(被差別部落出身者は) こういう性格だ【代理人注・精神疾患の患者の介護を行いながらの発言】」、「部落差別団体は反社会的圧力をかける団体」、「暴力団員の6割が同和地区出身者」、これらは、事実無根で、でも、ある意味典型的な部落差別の文言である。

このような差別意識の表出があったときに、それが事実ではないことを指摘し、なぜその人がそのような認識を持つようになったのかを糺し、そのような発言を許してしまうような場面について検証をするということが、差別解消のためには必要であり、原告解放同盟はそのような活動をこれまでずっと行ってきた。

キ 行政窓口に対する問い合わせについて

(ア) 被告らの主張

被告らは、前項と同様の主張を行うとともに、行政に情報提供を求めることは国民の権利であり、行政が回答しない場合はその理由について説明を受ける権利があると主張する（15頁）。

行政に係る情報提供を求めることが、国民あるいは住民の権利であることについては認めるが、その余は否認ないし争う。

(イ) 行政による情報提供が許されない場合がある

たとえ、情報提供を求められても、行政側は、提供できる情報とそうでない情報があり、差別を助長・拡大する可能性がある情報について、本人ではない第三者が公開を求めてきた場合には、情報提供ができないということになる。また、原告らは、これらの差別事象を、現在も社会の中に被差別部落や部落出身者に対する差別意識が残存し、その差別意識が表出した多くの差別事件がおきているということを示すために、列挙しているのであって、「権利の行使」に名前を借りた問い合わせの中に象徴される差別意識を問題にしている。

ク 差別投書・落書き事件について

(ア) 被告らの主張

被告らは、差別投書や落書き事件について、精神障害者によるものがあることを指摘して、差別であると非難することは不適切だと主張するようである（15頁～）。

差別投書や落書き事件について、その一部が精神障害者によるものであるという点は不知、その余は争う。

(イ) 社会に蔓延する差別意識が投書・落書きの原因となる

そもそも、犯人が摘発されていない差別投書や落書きについては、精神障がい者の行為であるという前提そのものが誤っている（それは精神障がい者に対する差別にもつながりかねない議論である）。

仮に、精神障がい者による行為だったとしても、被害者側に「専門家による適切な治療が必要」とか「病気によるものだからこのようなものまで差別だとするべきではない」とか非難するのは、筋違い

も甚だしい。仮に、精神障害者による通り魔的な殺人や傷害などがあった場合に、被害者側にそのようなことを言えるのかと考えてみれば、そのおかしさは理解できよう。

また、精神障がい者が「自分が天皇である」という妄想を抱くことがあることはよく知られており、社会内の階層意識は精神障がい者の病的な思い込みや妄想の形成に大きく影響する。その意味で、たとえ精神障がい者の行為であったとしても、社会内の差別意識の反映ということで、差別事象の集積には大きな意味がある。

(3) 「2」(16頁)について

被告らは、大阪府差別解消に関する有識者会議での差別事象の集積について、匿名の意見であり、参考にならないものが多数含まれていると主張する(16頁～)

プライバシー保護の観点から、事象については、具体的な時期や場所が特定される形では発表されていないということは事実だが、大阪府が公的機関として集積した事例であり、私的団体である部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会が集めた甲34ないし甲38の事例と並行してみたときに、参考になる。

(4) 「3」(17頁)について

部落差別解消法の制定、施行、同法の内容や付帯決議の内容などについては、概ね認める。

3 「第2『部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則の存在』について」に関する被告らの主張が完全に誤っていること

(1) 被告らの主張に対する認否・反論

ア 被告らは、その準備書面（３）「第３」として、原告らの準備書面２における「第２ 部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則の存在」についての項目に対し、反論を試みている。

被告らの主張には前提誤認や論理の飛躍も多く、認否の対象ですらない議論も混じっているところではあるが、逐一、認否もしくは反論する。

イ 被告らは、

「原告らが言う「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則」は、原告らにとって都合のいいように、場当たりのに作り出したものに過ぎない」

と主張する（被告ら準備書面（３）の１８頁）が、誤っている。

原告らは、①「元穢多」などの差別記載が残る壬申戸籍について、法務省は一般に閲覧を許可しない扱いにしていること、②戸籍公開の原則は法改正により徐々に否定され、法務省自身が「従来の戸籍の公開原則を改め」と表明していること、③部落地名総鑑事件において、数種存在した「部落地名総鑑」は法務省が全て回収の上焼却処分となっていること、などの具体的な事例を挙げて「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則」の存在を示しているのであって、原告らが「場当たりのに作り出した」ものではないことは明白である。

被告らが、同原則の存在を否定したいのであれば、壬申戸籍の公開禁止措置や法務省による「部落地名総鑑」の焼却処分という、厳然たる「事実」を否定しなければならないが、当然ながら、被告はそのような主張をすることができない。

そのために、被告は「原告ら（が）…場当たりのに作り出した」などと適当な、それこそ「場当たりの」な主張をしておまかそうとして

いるのである。

ウ 被告らは、

「実質的には、「部落差別に係る情報や議論は原告解放同盟が独占する」ということである」

と主張する（被告ら準備書面（3）の18頁）が、原告らはそのような主張は全く行っていない。

従って、そもそも認否の限りでない。

エ 被告らは、

「そもそも、全国部落調査は「被差別部落の出自かどうかが判明する資料」ではない」

と主張する（被告ら準備書面（3）の18頁）が、否認する。この点については訴状においてすでに主張済みである。

オ 被告らは、

「「一般的に公開しない扱いをすることは、部落差別を受けた当事者が自ら出自を明らかにすることと矛盾しない」と原告らにとって都合のいい例外を設けている。では「当事者」とは何なのか、例えば被告らがその「当事者」に該当するかどうか原告らは答えていないし、「出自」なるものがどこまでの範囲を示すかも明らかにしていない」

と主張する（被告ら準備書面（3）の18頁から19頁）が、争う。

「都合のいい例外」か否かは本件訴訟における請求内容と何ら関係ないが、いずれにせよ、壬申戸籍の公開が停止されている現状において、部落差別の被害を受けた当事者たる者が自ら出自を明らかにしたとしても、相互の間に何ら矛盾を生じないことは明らかである。

なお、被告らが「当事者」に該当するかどうかについて、原告らが答える義務は全くない。被告官部は自らの戸籍謄本まで証拠提出し(乙80号証)、「ぜひ原告らで被告官部が「被差別部落出身者」であるかどうかを判断し、その結果と根拠を説明されたい」などと独りよがりの訴訟活動を行っているが(被告ら準備書面(2)の14頁)、その戸籍謄本には自分の妻や子を含む家族の個人情報が見記されていることについて、被告らにおいて恥じるところはないのであろうか。

カ 被告らは、

「「部落差別解消推進法の制定過程」において「同和地区がインターネット上に掲載された場合は、プロバイダ責任制限法による削除の要求はできない」旨の説明がなされていること、法務省人権擁護局が人権侵犯事件として立件する場合には「不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的」という要件が必要なところ、被告らにおいては当該目的がなく、人権侵犯にもあたらない」

と主張する(被告ら準備書面(3)の18頁)が、法案審議において上記説明があったことは認め、その余は否認する。

そもそも、法案審議における上記説明があったことが、いかなる意味で「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則の存在」を否定することになるのか、被告の主張は全く判然としない。

むしろ、法案審議における上記説明は、プロバイダ責任制限法による削除が不可能である現状において、その状態を悪用して人権侵害事案が続発しているという立法事実を明らかにする事情にほかならないのであって、被告らの行為の悪質性を裏付けものである。

なお、被告らは、本件の各行為について「不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的」がないなどと主張しているが、東京法務局が被告

官部に対して実施した「識別情報の摘示による人権侵犯事件について（説示）」（甲41号証）では、明確に当該目的を認定しているのであって、被告らの主張の誤りは明白である。

キ 被告らは、

「一度公開された情報は否応なく拡散してゆくもの」であって、著作権法の改正や AI 技術を利用して過去の文献から部落の地名を自動収集することも考えられ、この流れは誰にも止められないのであって、原告らの詭弁は、徹底的に崩壊する」

などと主張する（被告ら準備書面（3）の19頁）が、争う。

部落差別解消推進法が、その第1条（目的）において、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と規定しているのは、まさに、被告らの行為が深刻な部落差別を引き起こす行為であることを示しているのである。

被告らは「一同公開された情報は否応なく拡散してゆくもの」などと他人事のように嘯いているが、被告らこそが「復刻版 全国部落調査」「部落地名総鑑の原典」などと宣伝し、部落差別につながる情報のバラマキを行っている張本人なのである。裁判所の仮処分によって同書籍の出版が仮に禁じられた後も、被告らは差別情報のバラマキに固執し、同書籍の電子データをダウンロードし、プリントアウトして保存することを推奨した。その被告らが「情報は否応なく拡散してゆくもの」などと自らの行為をあえて隠し、第三者が情報を拡散しているが如く主張することに、原告らは心の底からの怒りを覚える。

ク 被告らは、

「原告らは被告宮部が SNS（ツイッター）で「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので」などつぶやいたことにことさら反応しているが、これは「宮部龍彦は差別で金儲けしているよね」「差別ネタで金儲け www」と絡まれたので、売り言葉に買い言葉で返しただけであって、いちいちツイッターでつぶやいた内容を切り取って法廷の場に持ち出すのは、程度が低い」

と主張する（被告ら準備書面（3）の19頁から20頁）が、争う。

被告らは、というっかり本音を吐いたツイッターでの発言が裁判上、被告らに不利に働くことに気付き、必死になってツイッター上での発言について「軽く」扱おうとし、不様な姿をさらけ出している。

被告らは「売り言葉に買い言葉」などと主張し、被告宮部の発言が「買い言葉」に値することを認めている。つまり、当該発言が、「差別情報を金儲けのために売りさばく」という本音を「金儲け」「アホ」「発狂」といった露骨に不穏当な表現で吐露した、下劣な表現であることを認めざるを得ない状況に陥っているのである。

被告らの論理は、かかる下劣な表現も「売り言葉」で挑発されたから「買い言葉」として発言されるのも仕方がないという論理であり、全くもって「程度が低い」論理である。

そもそも「宮部龍彦は差別で金儲けしているよね」「差別ネタで金儲け www」というツイッター上における第三者の発言は到底「売り言葉」とは思われませんが、仮に、被告らの主張に従い、当該第三者の発言が「売り言葉」であるとしても、だからといって被告宮部による上記下劣な発言が正当化される訳ではない。「売り言葉」で挑発されたから、どんなひどい発言を行っても許されるという被告らの発想こそ、よほ

ど「程度が低い」と言わざるを得ない。

ケ 被告らは、

「本当に金儲けしたいのであれば、原告らが言っているように「戸籍と照合すれば被差別部落出身者がわかる」と間違った事実を吹聴して」「高額でこっそり売ったほうがよほど儲かる」「被告らは部落地名総鑑なるもので騒ぐのがいかに程度の低いことか国民に知らしめることに主眼を置いているからこそ、税込１０００円という良心的な価格で販売しようとした」

本件訴訟の原告らの一部は、３０分２万円の価格がついている「Jun&Kei の企業と人権」と題するビデオを推薦したり、「差別っていったい何やねん」という３０分５万円の販売価格のビデオに出演しており、金儲けをしようとしているのは一部の原告らである。

と主張する（被告ら準備書面（３）の２０頁）が、争う。

まず、戸籍と照合すればその者や家族の出身地が判明することは公知の事実（少なくとも裁判所に顕著な事実）である。被告らは、戸籍制度の正確な内容を知らないか、もしくは故意に分からないふりをして、戸籍と全国部落調査のデータなどとを照合しても被差別部落出身者かどうか分からないなどと、明確に虚偽の主張を行っている。

被告らは、本件の「復刻版 全国部落調査」の販売等を予告するにあたって、わざわざ、「部落地名総鑑の原典」などと宣伝している。

つまり、被告らは、１９７５年に発覚した部落地名総鑑事件がどのような事件であったかを熟知し、同事件において関係諸団体や法務省等の関係行政当局がどのように対応したかも知悉し、何より、部落地名総鑑事件によって多数の被害者の人生が踏みじられた過去の経緯もすべて知った上で、自身の「金儲け」のためにキャッチコピーとし

て利用したということである。

被告らは「部落地名総鑑なるもので騒ぐのがいかに程度の低いことか」などと嘯くが、同事件においては、既に述べたとおり回収された部落地名総鑑はすべて焼却され、法務省・労働省（当時）など関連する諸省庁がすべて同事件に関し許されない行為である旨、談話などで意見表明をしている。それでも、部落差別という事件の性格上、その当時発生した被害は二度と回復されないままである。

それでもなお、被告らは「部落地名総鑑なるもので騒ぐのがいかに程度の低いことか」と言って憚らない。当時の関係行政当局の対応すら「程度が低い」と言いなす被告らの主張が常軌を逸していることは明白である。

なお、被告らが主張するところの各種ビデオについて言えば、そもそもビデオを販売して収益を得ている訳でもなく、単にビデオの推薦人になったりビデオに出演をすることがなぜ「金儲け」になるのか意味不明であることに加え、被告らが取り上げたビデオ類はいわゆる企業研修向けの販売本数が少数にならざるを得ないビデオであるから、相応の販売価格設定となることは常識的な話であって、何ら「金儲け」に当たらないことは明らかである。

コ 小括

以上より、被告らの主張はいずれも失当であるか、前提とする事実自体が誤っていることに加え、そもそも、いかなる意味で「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則の存在」に対する反論となるのかさえ判然としない趣旨不明の主張も含まれているのであって、論証の体をなしていない。

- (2) 「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則」がインターネットの世界でも本件発生以前から具体化されていること

原告らは、すでに「部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則」について具体的な事実を指摘して詳細に主張しているところであるが、インターネットに関連する分野においても、本件の発生以前から既に同趣旨の原則が採用されていることを指摘する。

日本におけるインターネット関連の事業者が多く加入している①一般社団法人電気通信事業者協会、②一般社団法人テレコムサービス協会、③一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、④一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の通信関連4団体は、共同で、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を制定している（甲43）。

同モデル条項の第1条は、（禁止条項）として「契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします」「（3）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を禁じているところであるが、同モデル条項に関する「解説」においては、

「他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます。

- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（*）を含むいわゆるヘイトスピーチ
- 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどとする情報をインターネット上に流通させる行為」

と説明している（甲44号証）。被告らが行った、インターネット上における「全国部落調査」の電子データのバラ撒きが同モデル条項において禁止れる行為そのものであり、明確に同モデル条項における「禁止条項」

に該当する。

「解説」において、被告らが行っている行為を「禁止条項」として明示することになった直接のきっかけは2016年12月に部落差別解消推進法が成立したことによるが、当該「解説」に関する報道資料（甲45）において

第1条（禁止条項）の（3）の「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」には、従来からいわゆるヘイトスピーチや同和問題も含まれておりますが、解説部分に明記することにより、第1条（3）にそうした内容が含まれることを明確化しました

とあるとおり、被告らの行為が部落差別解消推進法の制定により創設的に「禁止条項」に該当することになったわけではなく、被告らの行為が従来から上記契約約款モデル条項における「禁止条項」に該当する行為であることは明らかである。

4 「第4 部落が抱える問題について」について

(1) 「1 部落についての知識、議論を運動単体が独占してはならないこと」について

ア 不正確な被告らによる引用

被告らは、「歴史的な資料を掲載している書籍を調べたところ、身分制度があった時代の身分に関する記述があることは確認できた。数戸であり、集落があったかどうかは確認できなかった。また、現在は都市化が進み、場所の特定ができない状況である」と乙142（8頁）の事務局員（1頁の記載によると事務局は相模原市役所福祉部長、同地域福祉課長、ほか2名）の発言の回答を引用している。

しかし、被告らは引用していないが、被告ら引用の回答の前提となる質問（乙141）は、「社会科教育の中で、人権は大きな柱の一つで、

日本の歴史的経過を見ると、部落問題は深刻な人権問題である。…神奈川県で教員をしていて驚いたのは、全国の部落問題について知識や関心がないということである。全国的にみて部落解放運動といえば、水平社が有名だが、水平社の組織は神奈川県には存在しなかった。…融和運動が大きな力を持っていた。相模原市に被差別部落があったという話があるが、私は確認していない。…確認しておかなければならないと思う。これからきちんと確認していきたいと思う。」(乙142・6頁)という発言と同趣旨のものである。すなわち、質問者は、「部落問題は深刻な人権問題」という正しい理解のもとに、「人権施策」に部落差別の解消に向けた取組みが入っておらず、えせ同和行為などという「深刻な人権問題」とはまったく無関係な問題が「人権施策」に入っている現状を捉えて「恥ずかしい」と述べているのである。このような事態を打破すべく、「事実を確認したうえで、取り組みを進めるべき」等と述べて部落差別の実態調査を要請したのである。

また、これも被告らが引用していないが、乙142(8頁)の被告ら引用の文の後には「…同和問題も含めて様々な人権課題に取り組み、人権尊重意識の普及高揚に努めていきたいと考えている。」と続いている。

このように、被告らは自己に都合の良い部分のみを資料から引用し、かつ、引用部分についても曲解しており、主張そのものに信用性がない。

イ 被差別部落所在地情報の公開

被告らが引用する乙142(8頁)は、「歴史的な資料を掲載している書籍を調べたところ、身分制度があった時代の身分に関する記述があることは確認できた。数戸あり、集落があったかどうかは確認でき

なかった。」と被差別部落所在地情報をむやみに公開しないように配慮した回答をしており、被告らが、部落差別の現実を考えず、被差別部落所在地情報を晒していることとは、大きな違いが見受けられる。

また、被告らは、『えせ同和行為』が行われたいためには、行政職員や市民による部落問題への理解が重要」と述べている。しかし、「部落問題への理解が重要」であるにしても、部落問題ないし部落差別についての正しい理解は、被告らが行っている被差別部落所在地情報を無責任に晒すこととは無関係である。部落差別解消推進法が施行された今日においても、部落問題は必ずしもすべての市民に正しく理解されている問題ではなく、現在もなお部落差別が存在することに鑑みれば、被差別部落所在地情報を晒すことは、部落差別を助長することに他ならない。

- (2) 「部落が抱える問題を理解し、解決するためには部落の場所を秘密にしてはならないこと」について

ア 外見で分かるとの主張について

被告らは、「問題のある部落は全国部落調査などなくとも外見で分かる。」と主張する。この被告ら主張の当否はおくとしても、この被告ら主張を前提にすれば、被告らによる「全国部落調査」の出版行為、ウェブ上での公開行為は不必要な行為ということになる。被告らの主張は明らかに論理矛盾を起こしている。このような論理矛盾の前提にあるのは、部落差別の実態を顧みることなく、とにかく被差別部落所在地情報を公開したいという被告らの強い差別意識である。

隣保館等が存在することと、隣保館等の所在地情報を一覧化してウェブ上で公開することの意味はまったく異なることはすでに述べたとおりであるが、「法務省人権擁護局が作成したポスターやパンフレット

が存在することから判別可能」という主張は明らかに事実誤認であり、被告らの歪んだ認識を如実に示している。法務省人権擁護局が作成したポスター等は、全国各地の様々な公的機関で掲示されている。

イ 「一部の部落で目に見える問題」について

被告らは、何ら根拠を示すことなく(1)から(6)の被差別部落に対する偏見を並べ立てた上で、「特定の部落について、周囲の人間が『ガラが悪い』と言っている、見た目からして確かにそうなので否定出来ないのである。」と被告ら自身の被差別部落に対する差別感情を自白している。

このように被差別部落に対して偏見を持ち、差別感情を持っている者が存在することからすると、「全国部落調査」の出版、ウェブ上での公開が、差別を助長し固定化することにつながることは明らかである。

5 「第5 全国部落調査が公開されたことにより、人権侵犯事件は増えていないこと」について

(1) 乙143の証明力について

証拠説明書の作成者欄によると、乙143の作成者は、被告ら官部であって、法務省ではない。それゆえ、乙143の証明力は皆無に等しい。したがって、乙143によって被告ら主張の(1)～(5)の事実は証明できない。ましてや、「(5) 平成28年1月までのデータしかないが、減少傾向でこのペースでいけば過去最少になる見込みである。」などという主張は、単なる憶測に過ぎない。

(2) 人権相談件数について

仮に、乙143の内容が正しいとしても、人権侵犯が減少していると

いっても、大きな減少ではない。それに、「同和問題」についての相談件数（全国総数）は、2016年で424件、2006年で477件であり、2016年と2006年を比較しても何ら減少していないことは明らかである（甲46「法務局及び地方法務局管内別 種類別人権相談件数」）。すなわち、「受理及び処理件数」のみが減少しているということであり、「同和問題」の相談件数の変化はないのである。

このように、被告らは自己に都合の良い部分のみを資料から引用し、かつ、引用部分についても曲解しており、主張そのものに信用性がない。

(3) 部落差別調査等規制等条例について

被告らは「大阪での減少が著しい」と述べるが、仮に減少が著しいとしても、それは大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の改正や改正に向けた取組み等の影響だと考えるべきである（甲47）。大阪府は、同条例を2011（平成23）年3月に改正した経緯について次のように説明している。

「昭和50年以来、「部落地名総鑑」（※同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍）が売買されている事件が発覚し、大きな社会問題になりました。この事件をきっかけにして、部落差別につながる悪質な調査行為などをなくするという世論が高まり、大阪府では、同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由として、結婚に反対したり、婚約を破棄したりするなどの結婚差別や、就職採用選考において不利な取扱いをしたり採用を拒むなどの就職差別等の「部落差別事象」の発生を防ぐことにより、府民の基本的人権の擁護を図ることを目的として、昭和60年に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を施行しました。しかし、平成19年、不動産会社がマンション建設等に先立ち、その建

設予定地にかかる土地調査を広告会社に調査依頼し、広告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する中で、リサーチ会社等が同和地区の所在など差別につながる土地調査を行っていた事実が発覚したことから、部落差別につながる土地調査は許されないとの認識のもと、平成 23 年 3 月に標記条例を一部改正しました。（改正条例の施行は平成 23 年 10 月 1 日です。）」

このように、大阪府では、条例の制定をはじめとして部落差別をなくすための様々な施策を行ってきたのである。また、部落差別につながる調査は、通常は秘密裡に行われるものであり、必ずしもすべてが発覚するとは限らない。被告らのように被差別部落所在地情報をウェブ上で公開する行為は、部落差別につながる調査をより一層密行性高く行うことができるのであり、部落差別を助長するのは明らかである。

(4) 仮処分及び部落差別解消推進法について

横浜地方裁判所平成 28 年（ヨ）第 154 号仮処分申立事件について平成 28 年 3 月 28 日付で、別紙書籍目録記載の著作物の出版等を禁止する仮処分決定が出された後、横浜地方裁判所相模原支部平成 28 年（ヨ）第 16 号仮処分命令申立事件について平成 28 年 4 月 18 日付で、被告ら官部が公開している別紙書籍目録記載の著作物と同内容の電磁的記録を含む記事の削除及び一切の方法による公表を禁止する仮処分決定が出された。いずれの仮処分決定も、核心部分について保全異議審においても維持されている。後者については、平成 28 年 7 月 19 日、同決定正本に基づき、違反行為をした日 1 日につき金 10 万円の割合による金員を支払うことを認める間接強制決定が出されている（横浜地方裁判所相模原支部 平成 28 年（ヲ）第 8 号）。このような被差別部落所在地情報を公開する行為を違法として差止め等を認める仮処分決定が出されたこ

とは、部落差別は許されないことだということを社会に浸透させるのに相当度影響力があるといえる。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月16日から施行されたこともまた、部落差別は許されないことだということを社会に浸透させるのに相当程度影響力があるといえる。

そうすると、今後、仮に部落差別についての人権侵犯事件数や相談件数が減少していくとしても、それは被告らの行為が違法であることを確認した司法の判断や、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行等が機能した結果だといえる。被告らの行為との因果関係を見出すことはできない。

6 「第6 いわゆる『被差別部落出身者』について」について

(1) 「1 被差別部落出身者を自称すれば優位に立てるという歪んだ考えが原告らにあること」について

被告ら引用文中に登場する「差別発言」等の内容に具体性がなく、何を述べているのか不明であるばかりか、要件事実である原告らの権利侵害や部落差別の実態とは無関係な主張である。

そもそも出典も示されていない一個人の感想を引用しているに過ぎず、主張の体をなしていない。

(2) 「2 『被差別部落出身者』なるものは法的にも歴史的にも社会的にも存在しないこと」について

原告準備書面1の2～3頁、29～31頁等で述べたとおり、被告らの主張は、原告らの権利侵害とは無関係な主張である。

また、被告らの主張は判然としないが、「同和地区」であるか否かの線引きに躍起になり、「同和地区」でなければ問題がない、部落差別はない

という前提に立っている。しかし、これは甚だしい事実誤認である。「同和地区」とは、同和対策事業特別措置法1条では「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義されている。もっともこの定義は、被告らも述べるように行政用語であり、被差別部落とは同じ概念ではない。また、被差別出身者ではないが、被差別部落出身者だと扱われ、そのことを理由として不利益な取り扱い等を受ければ、それは部落差別と言う他ない。

(3) 「3 『被差別部落出身者』という主張が欺瞞に満ちていること」について

ア 「現住所が部落でない」について

様々な理由により、被差別部落から他の地域に転居することは当然あり得ることである。仮に、転居先の住所が被差別部落ではなかったとしても、たとえば被告らが晒している「全国部落調査」と出身住所を照合することで、被差別部落出身者として結婚差別や就職差別等の部落差別を受けることは十分あり得る。「全国部落調査」を使用した部落差別の典型例である。

イ 一時的な転居について

様々な理由により、被差別部落ではない地域に一時的に転居することは当然あり得ることである。仮に、転居前の住所が被差別部落ではなかったとしても、たとえば被告らが晒している「全国部落調査」と転居先住所を照合することで、被差別部落出身者として結婚差別や就職差別等の部落差別を受けることは十分あり得る。「全国部落調査」を使用した部落差別の典型例である。

ウ 「先祖代々部落に住んでいる」について

被告らは、「先祖代々部落に住んでいることが明らかであっても、『た

またま部落に住んでいるだけで、先祖は賤民ではない』と主張する人を、誰も否定することはできない。」と述べるが、原告らの権利侵害とは無関係な主張である。

7 「第7 原告らが他にも出版妨害行為を行っていることについて」について

被告らが、原告解放同盟に対し、主張書面上で幾度となく根拠を示さず「えせ同和行為」と中傷していることの不当性はおくとしても、乙145の文書タイトルは「お礼とお願い」であり、「出版妨害行為」でないことは一見して明らかである。前半部分は、部落差別解消推進法が成立したことへの感謝の意を記している。後半部分は、被告宮部が実際にツイッター上で公言した「全国部落調査出版差止の発禁が解除されたら、本格的にパンパン売って金儲しますよ」を引用し、そのような差別を煽ることで金儲けしようとする者が販売する書籍だと批判するとともに、自治体等に情報提供しているのである。

このように乙145は、極めて民主主義的な表現行為だと評価できても、「出版妨害行為」と評価でないことは明らかである。

第2 被告らが復刻版「全国部落調査」を出版し、データをばらまいた当時において、当該行為が深刻な部落差別を惹き起こすことを自覚していたこと

1 被告らによる弁解

被告らは、復刻版「全国部落調査」の出版やインターネット上での同書籍データのバラ撒きについて、「被告らには不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的」がないなどと主張し（被告ら準備書面（3）の19頁）、あるいは、学問研究目的であった旨の主張を行っている（被告ら準備書面（2）の23頁、28頁など）。

しかしながら、被告らのかかる主張は、自らの行為を正当化しようとするための見苦しい弁解にすぎず、被告らが復刻版「全国部落調査」を出版し、データをばらまいた当時において、当該行為が深刻な部落差別を惹き起こすことを自覚していたことは明らかである。

2 被告らが自らの行為が持つ意味を十分自覚していたこと

被告らが復刻版「全国部落調査」を出版し、データをばらまいた当時において、当該行為が深刻な部落差別を惹き起こすことを自覚していたことを裏付ける事情は、下記のとおりである。

(1) 被告らが部落解放運動やその担い手である原告部落解放同盟や及びその関係者に強い敵愾心を抱いていたこと

被告らは、原告部落解放同盟やその関係者に対して、本件発生以前から強固な敵愾心を抱いており、その誹謗中傷に及ぶことも多数であった。

被告官部ないし被告示現舎が運営するインターネットサイト上においては、本件発生以前から、原告部落解放同盟およびその関係者の活動等に対して、揶揄・中傷する記事が多く投稿されていた。

- (2) 被告らは、原告部落解放同盟の活動に対して反発心を隠そうとしないこと

被告らは、本訴訟においても、原告部落解放同盟が従来行ってきた部落解放に向けての様々な活動に対し「部落問題を無知と恐怖と不寛容により解決しようとする」「政治活動」などと中傷し、原告部落解放同盟および個人原告を含むその関係者らに対する反発心を隠そうともしない。

- (3) 被告らは、復刻版「全国部落調査」の表紙に、わざわざ「部落地名総鑑の原典」などと書き込み宣伝した

被告らは、復刻版「全国部落調査」を出版するにあたり、その表紙に「部落地名総鑑の原典」などと書き込み宣伝した（甲10号証）。「部落地名総鑑の原典」などという宣伝文句は、本来の「全国部落調査」資料の表紙に書かれているわけがない表現であるから、被告らが宣伝文句としてのアピール力を狙って特別に付加した表現に他ならない。

部落地名総鑑事件については既に触れたところであるが、1975年発覚の「部落地名総鑑」は、秘密裏に多数の企業等に購入され、広範な就職差別等の人権侵害に利用された。また、発覚後は同様の被害の再発を防止するために「部落地名総鑑」は回収の上焼却処分となっている。

被告らはかかる経過を熟知していた。部落差別が現在もなお残り、就職希望者や結婚相手の不当な選別のため、あるいは不動産購入に際して不当な選別を行うため、対象者や購入予定地が被差別部落ないしその出身者であるか否かを秘密裏に調べたいという具体的な人権侵害事例が多発していること、および、部落解放運動や行政当局の努力によって「部落地名総鑑」は入手不可能となっている現状を十二分に知っていた。

そして、かかる現状の下で復刻版「全国部落調査」を出版すれば、それが「部落地名総鑑」と同様に利用されるであろうことも十分に知って

いた。

このような不当な「需要」が現状においてなお残存していることを被告らは十分に自覚していたからこそ、「部落地名総鑑の原典」などと書き込み宣伝したのである。

- (4) 被告官部は、出版前に、部落解放同盟中央本部役員らと面談し、その際復刻版「全国部落調査」の出版がもたらす深刻な人権侵害について告知されていた

被告官部は、復刻版「全国部落調査」の出版直前の時期である2016年（平成28年）3月8日、部落解放同盟中央本部役員らから要請された面談に応じた。面談において部落解放同盟中央本部役員は、同書籍が出版された場合には部落差別が激化することを訴え、出版の中止を要請した。

被告らがそのホームページで自認する限りでも、部落解放同盟中央本部役員は「意識調査をすれば、未だに5、6割の人が結婚に際して相手の身元を調査すると答えたこと。そして、探偵や興信所に身元調査を依頼する人の8～9割は差別を目的としているということ。そのように差別が蔓延しているので状態で（ママ）、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということだ」と的確に被告らの行為が差別助長行為であることを指摘している（甲11号証）。

被告官部は自らの行為について差別助長行為であることをその場では認めなかった旨記載しているところであるが、差別助長行為である旨の指摘を受けたことは自認している。その上でなお出版を強行しようとし、電子データをインターネット上でバラ撒いた被告らにおいて、自らの行為が差別を助長する結果となることの認識は十二分に存在した。

- (5) 被告官部は法務省から「説示」され、差別の助長・誘発目的を明確に認定された

被告官部は、2016年（平成28年）3月29日付で東京法務局長より「説示」を受け、復刻版「全国部落調査」の電子データをインターネット上で公開した行為などについて

「あなたの前記各行為は、あなたが同和地区であるとして摘示した特定地域の出身者、住民等に対して、当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するものと認められ、人権擁護上到底看過することができない」

として厳しく指弾されている（甲41号証）。

被告官部は「「不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する目的」とは事実無根のこと」などと主張したようであるが、法務省は不当な差別的取り扱いを助長・援助する目的を明確に認めた。このような「説示」を受けてもなお、被告らは原告解放同盟などによる部落解放への取り組みを揶揄・攻撃することと並行して、復刻版「全国部落調査」の電子データをインターネット上で公開し続けたのである。

- (6) 被告ら自身が「旅のお供に」「バンバン売って金儲け」などと「学問の自由」と無縁の目的を自認している

被告らは、復刻版「全国部落調査」の出版をホームページ上で宣伝するに際して「旅のお供に」などとふざけた表現を使って宣伝を行った（甲10号証）。

さらに、被告官部のツイッターでは「バンバン売って金儲け」などと露骨な本心を吐露した（甲42号証）。

いずれも「学問の自由」とはおおよそ縁遠い目的であり、被告らにおいて部落差別を助長・誘発目的を有していたことは明らかである。

(7) まとめ

以上のとおり、被告らは過去に引き起こされた「部落地名総鑑」事件などの人権侵害事件の経過を熟知し、部落解放運動およびその中核的な運動団体である原告部落解放同盟およびその関係者らに対する強い敵愾心を有していたことは明らかであるところ、たまたま「全国部落調査」のコピーを入手したことから、部落解放運動および行政当局などが行ってきた部落差別を根絶するための血の滲むような取り組みに水を差し、「部落地名総鑑」事件と同等ないしそれ以上の被害をもたらすことを十分知悉した上で、復刻版「全国部落調査」の出版を強行しようとした。被告らは、部落解放同盟中央本部役員や東京法務局長から、かかる行為が典型的な部落差別の助長・誘発行為である旨、強く指摘されてもなお、インターネット上での電子データのバラ撒きを続行している。

このように、被告らがいかに言い訳や弁解を重ねようとも、客観的な事実経過から見て被告らに部落差別を助長・誘発する目的があったことは明らかであり、被告らの主張は完全に失当である。

第3 原告らと「部落解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)との関係について

原告らと「部落解放同盟関係人物一覧」(別紙ウェブサイト目録3)との関係について、準備書面1・4ないし5頁の主張を一部、訂正し補充する。

以下、原告団目録を第1次提訴から第3次提訴まで順次並べ、冒頭原告戸田眞を1番とし順次原告番号を振り、原告を原告番号で表記する(第1次:原告番号1ないし211、第2次:原告番号212ないし244、第3次:原告番号245ないし247)。原告の氏名と原告番号の対比については、別途、裁判所に一覧表を提出することとする。

1 原告ら本人の個人情報が記載されていない者

原告番号 16

原告番号 21

原告番号 36

原告番号 46

原告番号 74

原告番号 80

原告番号 98

原告番号 102

原告番号 104

原告番号 139

原告番号 140

原告番号 146

原告番号 147

原告番号 149

原告番号 150

原告番号 151

原告番号 1 6 6

原告番号 1 6 7

原告番号 2 0 6

原告番号 2 1 1

原告番号 2 2 7

原告番号 2 4 6

うち、原告番号 1 6、2 1、1 6 6、1 6 7、2 4 6 については、親族の個人情報の記載がある。

2 準備書面 1 で個人情報に記載されていない者としたが記載されていた者

準備書面 1 では、

原告番号 2 2

原告番号 3 6

原告番号 4 6

原告番号 5 1

原告番号 5 7

原告番号 6 0

原告番号 6 5

原告番号 1 4 6

原告番号 1 4 7

原告番号 1 4 9

原告番号 1 5 0

原告番号 1 5 1

原告番号 1 6 4

の 1 3 名について、本人等の個人情報に記載されていないと主張したが、このうち、

原告番号 2 2 (準備書面 1 の「蒲」の字を「鎌」に変更する)、5 1、5 7、
6 0、6 5 の計 5 名については、本人の個人情報の記載があったので、そ
の点を訂正する。

3 当事者適格について

以上まとめると、

原告番号 3 6

原告番号 4 6

原告番号 7 4

原告番号 8 0

原告番号 9 8

原告番号 1 0 2

原告番号 1 0 4

原告番号 1 3 9

原告番号 1 4 0

原告番号 1 4 6

原告番号 1 4 7

原告番号 1 4 9

原告番号 1 5 0

原告番号 1 5 1

原告番号 2 0 6

原告番号 2 1 1

原告番号 2 2 7

の 1 7 名については、別紙ウェブサイト目録 3 に、本人ないし親族の個人
情報が掲載されていない。この 1 7 名については、別紙ウェブサイト目録
3 の関係では、原告適格を主張しない。

なお、当該原告らはいずれも『全国部落調査』においては、自らあるいは近親者が居住するあるいは居住していた地域が「部落」所在地として掲載されている者であって、被告らの行為により人格権侵害等の被害を受けているものであるから、これら原告らに関しても、本件訴訟における当事者適格には何ら問題はない。

以 上

平成28年（ワ）第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外247名

被 告 示現舎合同会社 外2名

証 拠 説 明 書 6 (甲43～47)

2016（平成28）年6月26日

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健



同 山 本 志



同 指 宿 昭



同 中 井 雅 人



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲43	違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項	写 2016年 4月1日	①一般社団 電気通信事 業者協会 ②一般社団 テレコムサ ービス協会 ③一般社団 日本インタ ーネットプ ロバイダー 協会 ④一般社団 日本ケーブ ルテレビ連 盟	日本におけるインターネット関連の事業者が多く加入している通信関連4団体が作成している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の存在と内容。	

甲44	違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説	写	2017年 3月15日	同上	「他者不当な差別を助長する等の行為」には、 - 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(*)を含むいわゆるヘイトスピーチ - 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどとする情報をインターネット上に流通させる行為」 が含まれていること。	
甲45	報道発表	写	2017年 3月15日	同上	「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」第1条(禁止条項)の(3)「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」には、従来からいわゆるヘイトスピーチや同和問題も含まれていたが、解説部分に明記することにより、第1条(3)にそうした内容が含まれることを明確化されたこと。	
甲46-1	人権侵犯事件統計 統計表	写	2017年 5月31日	法務省	法務局及び地方法務局における「同和問題」についての相談件数(全国総数)は、2016年で424件、2006年で477件であり、2016年と2006年を比較しても何ら減少していないこと。	
甲46-2	人権侵犯事件統計 2016年ダウンロードページ	写	2017年 5月31日			
甲46-3	法務局及び地方法 務局管内別 種類 別人権相談件数	写	2017年 5月31日			
甲46-4	人権侵犯事件統計 2006年ダウンロードページ	写				
甲46-5	法務局及び地方法 務局管内別 種類 別人権相談件数	写				

甲 4 7 - 1	大阪府部落差別事 象に係る調査等の 規制等に関する条 例の解説ウェブペ ージ	写	2016年 9月30日	大阪府	大阪府部落差別事象に係る 調査等の規制等に関する条例 の内容、改正経緯、啓発等。	
甲 4 7 - 2	大阪府部落差別事 象に係る調査等の 規制等に関する条 例の解説PDF	写	2016年 8月31日	大阪府		

甲第 43 号証

平成18年11月27日策定
平成20年12月26日改訂
平成22年 1月15日改訂
平成22年 9月 7日改訂
平成23年 3月24日改訂
平成24年 4月 5日改訂
平成26年 4月23日改訂
平成26年 8月 1日改訂
平成26年10月23日改訂
平成26年12月15日改訂
平成28年 4月 1日改訂

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

(禁止事項)

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（契約者の関係者による利用）

第2条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第1条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(情報等の削除等)

第3条 当社は、契約者による本サービスの利用が第1条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第1条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- (5) 第6条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。

2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(児童ポルノ画像のブロッキング)

第4条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(青少年にとって有害な情報の取扱について)

第5条 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同じ。）

の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
- (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
- (4) 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する。

3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。

4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。

5. 前項の場合であっても、当社は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

(連絡受付体制の整備について)

第6条 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

- (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
- (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

なお、上記(2)に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。

2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

(利用の停止)

第7条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
 - (3) 本サービスの利用が第1条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、第3条（情報の削除等）第1項第1号ないし第3号及び第5号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
 - (4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（当社からの解約）

- 第8条 当社は、第7条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

（関連法令の遵守）

- 第9条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

以上

甲第 44号証

平成18年11月27日公表
平成20年12月26日改訂
平成22年 1月15日改訂
平成22年 9月 7日改訂
平成23年 3月24日改訂
平成24年 4月 5日改訂
平成26年 4月23日改訂
平成26年 8月 1日改訂
平成26年10月23日改訂
平成26年12月15日改訂
平成28年 4月 1日改訂
平成29年 3月15日改訂

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

(禁止事項)

第1条

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

・具体的には、著作権者の許可なく画像ファイルや音楽ファイルをアップロードする、偽ブランド品の写真を掲載して偽ブランド品の販売広告を行う等の行為がこれに該当します。

- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

・具体的には、私人の氏名、住所等の個人情報及び写真等を本人の許可なくホームページ等に掲載する等の行為がこれに該当します。(プライバシー侵害に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。

<<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider>>

- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長

し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

- ・具体的には、特定の個人の名誉を損なう内容や侮辱する内容の文章等をホームページ等に掲載する行為、国籍、出身地等を理由とした他者に対する不当な差別を助長する等の行為がこれに該当します。
- ・名誉毀損に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。
<<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider>>
- ・他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます。
 - 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(※)を含むいわゆるヘイトスピーチ
 - 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」において定義されており、このような差別的言動のない社会の実現が同法の基本理念とされています。

(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

- ・具体的には、フィッシング詐欺のために銀行等のホームページに酷似したホームページを開設する、性行為の相手方となるよう児童を誘引する、または預貯金口座、「身分確認不要」等と謳った携帯電話の販売広告等をホームページに掲載する等の行為がこれに該当します。

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

- ・具体的には、性器が確認できる画像、18歳未満の児童であることが外見から容易に判断できる人物の性交または性交類似行為を描写した画像、実在の児童を虐待する様を記述した日記等をホームページに掲載する行為等がこれに該当します。

甲第 45 号証

情報・通信をビジネスに活かし日本を発展させる企業が集う

TELESA 一般社団法人 テレコムサービス協会[トップページ](#)[お知らせ](#)[研究会等意見](#)[情報通信関連](#)[会務合せ](#)

検索

会員専用 閉

[テレサについて](#)[支店の活動](#)[会議
委員会の活動](#)[協議会の活動](#)[手引き
ガイドライン](#)[記事
レポート](#)[セミナー
説明会](#)[各種手続さ
届け出](#)[入会案内](#)[協議会の活動](#) > [違法情報等対応連絡会](#)

【報道発表】 平成29年3月15日

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂について

インターネットの急速な発達及び普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらし、インターネットは国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤となる等、国民生活にとって必要不可欠な存在となっております。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めている中、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。また、部落差別問題に関しても、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

このような状況をふまえ、通信関連業界4団体の代表メンバーからなる違法情報等対応連絡会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂を行い、モデル条項の当該条項の解説部分に、いわゆるヘイトスピーチや同和問題に関する解説を加えたので、本日、公表いたします。

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の主な改訂内容

○第1条（禁止事項）の（3）の「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」には、従来からいわゆるヘイトスピーチや同和問題も含まれておりますが、解説部分に明記することにより、第1条（3）にそうした内容が含まれることを明確化しました。

【資料入手先】

[報道資料](#)[違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項の解説](#)

参考資料：

[違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項（今回、条文の改訂はありません）](#)

【連絡先】

（一社）テレコムサービス協会（違法情報等対応連絡会 事務局） 担当：菅野

TEL：03-5644-7500

違法情報等対応連絡会

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂について

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂について

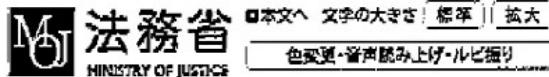
「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項（改訂案）」に係る意見募集について

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」および「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂

[※ ページトップへ戻る](#)[>所在地](#) >[個人情報等の取扱い](#) >[Twitter運用ポリシー](#)[>関連リンク](#) >[サイトマップ](#)**TELESA** 一般社団法人 テレコムサービス協会

Copyright © TELECOM SERVICES ASSOCIATION All rights reserved.

甲第46-1号証



トップページ サイトマップ 警察庁 英語

検索 印刷・ダウンロード

トップページ > 白書・統計・研究 > 統計 > 法務省の統計 > 【統計表一覧】 > 【人権侵害事件統計 統計表】

【人権侵害事件統計 統計表】

e-Stat(政府統計の総合窓口)が新規ウィンドウで開きます。

年報

[2006年](#) [2007年](#) [2008年](#) [2009年](#) [2010年](#) [2011年](#) [2012年](#) [2013年](#) [2014年](#)
[2015年](#) [2016年](#)

月報

2007年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2008年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2009年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2010年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2011年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2012年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2013年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2014年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2015年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2016年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

2017年

[1月](#) [2月](#) [3月](#) [4月](#) [5月](#) [6月](#) [7月](#) [8月](#) [9月](#) [10月](#) [11月](#) [12月](#)

Excel 形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Excel Viewerが必要です。
Microsoft Office Excel Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。

白書・統計・研究メニュー

[白書](#)

[統計](#)

[法務省の統計](#)

[研究報告](#)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広域・報道・大臣会見](#)

[法務省の概要](#)

[所管法令](#)

[家裁・採用情報](#)

[政策・施策](#)

[政策評価](#)

[パブリックコメント](#)

[省議・審議発表](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報
取扱い](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認システム](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご報告](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。

[Microsoft Office Excel Viewer のダウンロード](#)

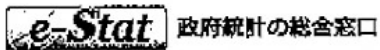
※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

[戻る](#)

〒100-6877 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話：03-3580-4111(代発)
法人番号1000012030001

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府調達リンク](#)
Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

甲第46-2号証



人権侵犯事件統計 年次 2016年

各行にある [Excel](#) [CSV](#) [PDF](#) [DB](#) のボタンを押すと該当データが表示されます。

2017年5月31日公表

表番号	統計表	
人権侵犯事件		
16-00-1	種類別 人権侵犯事件の受理及び処理件数	Excel
16-00-2	法務局及び地方法務局管内別 人権侵犯事件の受理及び処理件数	Excel
人権相談件数		
16-00-3	法務局及び地方法務局管内別・種類別 人権相談件数	Excel
16-00-4	法務局及び地方法務局管内別・担当別 人権相談件数	Excel

GL08020103

[このページのトップへ](#)

Copyright(C) 2011 総務省 統計局 All rights reserved.

甲第46-3号証

第3表 法務局及び地方事務局管内別・種類別 人権相談件数

姓	氏名	職業	年齢	性別	出身地	学歴	職歴	収入	資産	負債	家族	その他
山金	山金 太郎	会社員	45	男	東京	大学	1980	1,200	500	100	妻、子2人	
山金	山金 次郎	会社員	42	男	東京	大学	1985	1,100	400	100	妻、子2人	
山金	山金 三郎	会社員	40	男	東京	大学	1990	1,000	300	100	妻、子2人	
山金	山金 四郎	会社員	38	男	東京	大学	1995	900	200	100	妻、子2人	
山金	山金 五郎	会社員	35	男	東京	大学	2000	800	100	100	妻、子2人	
山金	山金 六郎	会社員	32	男	東京	大学	2005	700	100	100	妻、子2人	
山金	山金 七郎	会社員	30	男	東京	大学	2010	600	100	100	妻、子2人	
山金	山金 八郎	会社員	28	男	東京	大学	2015	500	100	100	妻、子2人	
山金	山金 九郎	会社員	25	男	東京	大学	2020	400	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十郎	会社員	22	男	東京	大学	2025	300	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十一郎	会社員	20	男	東京	大学	2030	200	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十二郎	会社員	18	男	東京	大学	2035	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十三郎	会社員	15	男	東京	大学	2040	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十四郎	会社員	12	男	東京	大学	2045	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十五郎	会社員	10	男	東京	大学	2050	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十六郎	会社員	8	男	東京	大学	2055	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十七郎	会社員	5	男	東京	大学	2060	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十八郎	会社員	3	男	東京	大学	2065	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 十九郎	会社員	1	男	東京	大学	2070	100	100	100	妻、子2人	
山金	山金 二十郎	会社員	0	男	東京	大学	2075	100	100	100	妻、子2人	

(注) 相違内容が複数の集計項目に該当する場合、箇条書きとして記述する。

甲第46-4号証



人権侵犯事件統計 年次 2006年

各行にある [Excel](#) [CSV](#) [PDF](#) [DB](#) のボタンを押すと該当データが表示されます。

表番号	統計表	
人権侵犯事件の受理及び処理件数		
18-00-1	件名別 人権侵犯事件の受理及び処理件数	Excel
18-00-2	法務局及び地方法務局管内別 人権侵犯事件の受理及び処理件数	Excel
人権相談件数		
18-00-3	法務局及び地方法務局管内別 種類別人権相談件数	Excel
18-00-4	法務局及び地方法務局管内別 担当別人権相談件数	Excel

GL08020103

[このページのトップへ](#)

Copyright(C) 2011 総務省 統計局 All rights reserved.

甲第47-1号証



カスタム検索 検索

ページの探し方 カテゴリーから探す 府庁の組織から探す

文字サイズ: 縮小 標準 拡大

トップ <暮らし住まい 人権・男女 福祉・子育て 教育・学校・青少年 健康・医療 商工・労働 環境・リサイクル 農林・水産 都市魅力・観光・文化 都市計画・都市整備 防災・安全・危機管理 府政運営・市町村 共同参画 子育て 青少年 健康・医療 商工・労働 環境・リサイクル 農林・水産 都市魅力・観光・文化 都市計画・都市整備 防災・安全・危機管理 府政運営・市町村

ホーム > 人権・男女共同参画 > 人権 > 様々な人権問題に関する施策 > 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例 はじめての方へ サイトマップ

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

更新日:平成28年9月30日

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(部落差別調査等規制等条例)

「部落差別につながる個人調査や土地調査」や「戸籍謄本等の不正請求」は法令・条例違反です。



結婚、就職などの人生の節目ともいえる大切な時期に※同和地区出身というだけの理由で、婚約を破棄されたり、採用されなかったとしたら・・・そんな不当な差別は絶対に許されません。

昭和50年以来、「部落地名総鑑」(※同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍)が売買されている事件が発覚し、大きな社会問題になりました。この事件をきっかけにして、部落差別につながる悪質な調査行為などをなくするという世論が高まり、大阪府では、同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由として、結婚に反対したり、婚約を破棄したりするなどの結婚差別や、就職採用選考において不利な取扱いをしたり採用を拒むなどの就職差別等の「部落差別事象」の発生を防ぐことにより、府民の基本的人権の擁護を図ることを目的として、昭和60年に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を施行しました。

しかし、平成19年、不動産会社がマンション建設等に先立ち、その建設予定地にかかる土地調査を広告会社に調査依頼し、広告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する中で、リサーチ会社等が同和地区の所在など差別につながる土地調査を行っていた事実が発覚したことから、部落差別につながる土地調査は許されないとの認識のもと、平成23年3月に構成条例を一部改正しました。(改正条例の施行は平成23年10月1日です。)

※「同和地区」とは、この条例において「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義されています。

条例の内容や仕組みについては、以下のファイルをご参照ください。

- [条例の概要](#)【Wordファイル/50KB】 [PDF](#)【PDFファイル/102KB】 [HTML形式](#)
- [大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例](#)
- [大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例 総則\(全体版\)](#)
- [大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例 総則\(「土地調査等」を行う事業者の皆さんへ\)](#)
- [条例の一部改正についてはこちらをご参照ください。](#)
- [「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間の取組みについて](#)
- [啓発パンフレット](#)【PDFファイル/8,38KB】 [啓発パンフレット\(掲載文のみ\)](#)【Wordファイル/82KB】
- [啓発リーフレット](#)【PDFファイル/847KB】 [啓発リーフレット\(掲載文のみ\)](#)【Wordファイル/355KB】
- [啓発ポスターデザイン【B2】](#)【PDFファイル/623KB】
- [啓発ポスターデザイン【B3】](#)【PDFファイル/520KB】
- [啓発ポスター\(掲載文のみ\)](#)【Wordファイル/33KB】
- [戸籍謄本等不正取得防止 啓発デラシ](#)【PDFファイル/87KB】 [Wordファイル/78KB](#)

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に基づく届出のお問い合わせ先

大阪府府民文化・人権局人権擁護課人権・同和企画グループ
電話：(06)6210-9282
大阪市住之江区南港北1-14-16(咲洲(さきしま)庁舎 38階)

○興信所・探偵社業界における取組み

条例では、興信所・探偵社業者の組織する団体に自主規制のための規約の設定を求めています。一般社団法人大阪府調査業協会は業界による自主規制規約を定めて知事に出出している団体で、人権尊重思想の普及を図るという観点から、業者を対象とした研修などを実施しています。

一般社団法人大阪府調査業協会

昭和60年1月に設立され、部落差別をなくすため、「倫理綱領」や「部落差別調査等をなくための自主規制規約」を定め、「部落差別をしない！受けない！やらせない！」をスローガンに、人権が尊重される社会の実現に向けた活動に取り組んでいます。

同協会は、次の事業等を行っています。

- (1)関係官公庁の指導を遵守させるための会員への指導、勧告(業界の秩序維持)
- (2)基本的人権に係る調査についての自主規制の推進
- (3)差別調査をなくし、適正な調査活動をするために、会員及び調査業を始められて間もない方、その他関係者に対する研修会を実施
- (4)調査業に関するご意見及び啓蒙等を承る相談センターを設置

一般社団法人大阪府調査業協会の詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください。

<http://www.daiichokyo.or.jp/>(一般社団法人大阪府調査業協会へリンク)

○不動産取引における土地調査問題研究会による取組み

土地に対する差別調査問題を関係諸機関において検討し、その実施解明と解消に向けた方策を検討するため、平成21年度に大阪府、関係業界団体(不動産、広告、リサーチ)、学識経験者、関係団体が研究会を設置し、報告書を取りまとめたものです。

不動産取引における土地調査問題研究会報告書(平成22年3月)

このページの作成所属
府民文化・人権局人権擁護課 人権・同和企画G

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報保護の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府 (法人番号 4000020270008) 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
咲洲庁舎 〒558-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2005-2017 Osaka Prefecture, All rights reserved.

今般の条例改正によって、これまでの個人調査を行う「興信所・探偵社業者」に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制対象としたことから、条例を章立て構成とし、事業者の営業や府民の自由と権利を不当に侵害しないよう配慮しつつ、差別につながる「個人調査」と「土地調査」をともに規制するとしたことが、本条例の大きな特色になっています。

このような条例は全国初の取組であり、その厳正な運用によって部落差別事象の発生防止に一層寄与するものと考えています。

今後とも同和問題の解決のためには、府民一人ひとりの意識変革と人権意識の高揚が大切であり、関係する業者全てが本条例の趣旨を認真に遵守されるよう、大阪府としてもさらなる取組を進めていきます。

[トップに戻る](#)

3 条例の概要

目的

部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資する。

責務

興信所・探偵社業者及び土地調査等(府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。)を行う者…その営業について、社会的責任を自覚し、目的に反する行為をしないよう努めなければならない

大阪府…国及び市町村と協力して、目的を達成するため必要な啓発に努める

府民…目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない

遵守事項等

1. 興信所・探偵社業者

【遵守事項】

(1)特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、※同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

(2)同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

指示 ⇒ 営業停止命令 ⇒ 罰則(懲役又は罰金)

↑(略) 三月以下の懲役・十万円以下の罰金

報告の徴収・立入検査

罰則は両罰規定(行為者及び法人等に対して適用)を採用

【自主規制】

・構成員に遵守事項を遵守させるため、必要な規約の設定、届出

・構成員に対する遵守の指導

2. 「土地調査等」を行う者

【遵守事項】

(1)調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

(2)同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

報告の徴収(必要な随時、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。)

⇒ 勧告(遵守事項に違反したとき、当該違反に係る行為を中止し、必要な措置を講ずべきことを勧告)

⇒ 事実の公表(報告の徴収に正当な理由なく応じなかったとき、又は勧告に従わなかったとき)

※事実の公表をするときは、公表に係る者にあらかじめ通知し、示明及び資料の提出の機会を与える。(意見聴取)

※「同和地区」とは、この条例において、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義されています。

[トップに戻る](#)

4 条例の解説

【条例の構成】

[第1条 目的](#)

[第2条 定義](#)

[第3条 府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務](#)

[第4条 適用上の注意](#)

第二章 興信所・探偵社業者

[第5条 自主規制](#)

[第6条 届出](#)

[第7条 遵守事項](#)

[第8条 検査等の備付け](#)

[第9条 指示、営業停止及び罰則](#)

[第10条差違及び助言](#)

[第11条報告の徴収等](#)

[第三章 土地調査等](#)

[第12条調査事項](#)

[第13条差違及び助言](#)

[第14条報告の徴収](#)

[第15条勧告](#)

[第16条差違の公表](#)

[第四章 総則](#)

[第17条規則への委任](#)

[第18、19、20条罰則](#)

[第21条罰則規定](#)

[附則 施行期日、経過措置](#)

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象(以下「部落差別事象」という。)を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(平23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、この条例の目的を明らかにしています。

この条例では、現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由として結婚に反対したり、婚約を破棄したりするなどの結婚差別、採用試験において不利な取扱いをしたり、採用しないなどの就職差別等の部落差別事象の発生を防止することを直接の目的としています。

また、究極の目的として「府民の基本的人権の擁護」を掲げ、人権擁護のための立法であることを明記しています。

目的達成のための手段として「部落差別事象を引き起こすおそれのある調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定める」ことを掲げています。なお、「興信所・探偵事業者」に関する規定は第2章及び第4章において、また、「土地調査等」に関する規定は第3章において、それぞれ規定しています。

[条例の解説トップに戻る](#)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 同和地区 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。

(2) 興信所・探偵事業 府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。

(3) 興信所・探偵事業者 興信所・探偵事業を営む者をいう。

(4) 土地調査等 府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

(平23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、「同和地区」、「興信所・探偵事業」及び「興信所・探偵事業者」並びに「土地調査等」について、定義しています。

1 この条例上、「同和地区」は、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。

この表現は、昭和44年に制定された同和对策事業特別措置法において用いられており、昭和57年に制定された地域改善対策特別措置法においても同様に用いられています。すなわち、昭和40年の同和对策委員会答申の中に記されている「『日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、ている地域を受けたもの』(内閣総理大臣官房地域改善対策室編『地域改善対策特別措置法の解説』)です。

本条で定義する「同和地区」とは、これらと同じ概念ですので、同じ表現を用いたものです。

2 「興信所・探偵事業」とは、「府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業」と定義しています。

すなわち、この条例上、興信所・探偵事業とは、府の区域内に営業の恒常的な拠点を有し、府の区域内において、次の一連の行為を行う営業を指すものです。

- (1) 他人の依頼を受けること
- (2) 特定の個人に関する事項を調査すること
- (3) (2)の調査結果を報告すること

したがって、前記(1)、(2)又は(3)のいずれかの行為が欠けている場合は、本条の興信所・探偵事業には該当しません。

例えば、いわゆるダイレクトメール業であれば、上記(1)及び(3)の要件に該当する営業行為は行いますが、(2)に関しては、特定の個人について調査するのではなく、

一定の階層、一定の要件に属する人々について調査することが通常です。その点において(2)の要件には当たらないため、本条の「興信所・探偵社業」には該当しません。

また、もっぱら、他の「興信所・探偵社業者」(本条第3号に規定する者をいう。以下同じ)から調査を受託する者(いわゆる「下請業者」)であっても、自らの営業所を有し、独立した営業形態がある場合は、本条の「興信所・探偵社業」に該当します。

「自らの営業所」とは、第三者から元請業者と異なる興信所・探偵社業者の調査活動の拠点(居住の用に供しているか否かを問いません。)と認識され得るものを言い、元請業者と異なる名称の看板や電話番号を使用していたり、その名称での郵便物が到着するなどの事実から判断します。

「独立した営業形態」とは、自らの調査活動の実施を企画し得ることを言い、複数の元請業者と取引があったり、自己の調査活動の全部又は一部を他人を使用し、又は、他人に委託して行っているなどの事実から判断します。

なお、府の区域外に本社を置く者であっても、支店、営業所その他の名称の如何を問わず、府の区域内に営業の恒常的な拠点があるときは、本社を含めた当該法人の営業が本条の「興信所・探偵社業」となります。

3 「興信所・探偵社業者」とは、「興信所・探偵社業を営む者」をいいます。したがって、第6条第1項の「興信所・探偵社業」の届出の有無を問わず、第2号に該当する営業を行う者であれば該当します。

4 「土地調査等」とは、「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告すること」と定義しています。

「土地調査等」は、特定の業界・業種に限って行われるものではなく、あらゆる業界の事業者が行う本条の営業行為に関連して行われる可能性があるため、すべての事業者を対象としています。

一方で、すべての事業者が対象となる行為規制であることから、「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告すること」に絞って規制対象としたものです。

本条における「府の区域内の土地の取引に関連して」とは、「府の区域内での土地の調査、報告行為」であること、及び「府の区域内の土地の取引」であることを指しています。

また、「事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し」とは、直接営業のために行う土地調査だけでなく、例えば、営業所の拡張、販路開拓など、本来の営業目的に関連・付随して行われる間接的な業務の中で行われる土地調査も含まれます。

さらに、「土地に関する事項を調査し」とは、不動産鑑定や土地測量などの土地そのものの調査に限らず、例えば調査対象地からの最寄駅や都心部へのアクセスなどの利便性、生活利便施設の設置状況などの立地特性の調査に伴う土地に関する調査など、様々なものを含みます。

「土地調査等」を行う者である限り、個人又は法人を問わずこの定義に該当し、府内に事業所があるか否かに関わらず、全国すべての事業所に適用されます。ただし、自己の営業のためではなく、個人的に土地を購入する際に自ら行う土地の調査等は、本条例の「土地調査等」の定義には該当しません。

また、「自己の営業のために」と定義しているため、公益目的のために設立された社団、財団法人といった公益法人や非営利法人であるNPO法人等については本定義には該当しません。

なお、後述(第12条・遵守事項)のとおり、本条例は事業者が行う「土地調査等」行為一般を規制するものではなく、同和地区があるかないかの調査や報告等をしないよう義務づけた遵守事項(第12条)に違反した場合に限って規制するものです。

[条例の解説トップに戻る](#)

(府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)

第3条 府は、国及び市町村と協力して、第一条の目的を達成するため必要な啓発に努めるものとする。

2 興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第一条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。

3 府民は、第一条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

(平成23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、この条例の目的を達成するために必要な府、「興信所・探偵社業者」及び「土地調査等」を行う者並びに府民それぞれの責務の内容を定めています。

1 府の責務の内容は、「国及び市町村と協力して、第一条の目的を達成するため必要な啓発に努めること」です。

この条例の目的達成のために「部落差別につながる興元調査をなくする方策」についての府の同和対策審議会答申(昭和59年12月)に述べられているように「究極的には府民自身の主体的な意識変革にまつべき」であり、そのためには啓発を行っていくことが重要であるとの観点から、府は今後も啓発に取り組むべきことを明記したものです。

2 「興信所・探偵社業者」及び「土地調査等」を行う者の責務の内容は、「第一条の目的に反する行為をしないよう努めること」です。

「興信所・探偵社業者」については第7条第1項において、また、「土地調査等」を行う者については第12条第1項において、それぞれ遵守しなければならない事項を具体的に規定していますが、それ以外の行為についても第一条の目的に反する行為をしないよう努力義務として求めたものです。

例えば、自ら調査をすることなく第三者に調査の依頼をする行為についても、第一条の目的に反する行為となります。

3 府民の責務の内容は、第一条の目的に反する調査又は依頼をしないよう責務として求め、府民一人ひとりが自らの課題として取り組むことを期待して訓示規定としています。例えば、府民が市役所等に対し、同和地区の開合せをする行為などは、第一条の目的に反する行為であり、この規定に抵触します。

[条例の解説トップに戻る](#)

(運用上の注意)

第4条 この条例の運用に当たっては、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

(平成23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、この条例の施行において権利の濫用を厳しく戒めるために規定しています。

本条は、大阪府同和対策審議会答申(昭和59年12月)の中での「条例を制定したとしても、その運用にあたっては決して府民の権利と自由を不当に侵害しないよう留意すべきである」との提言を具体化したものです。

また、本条の趣旨をさらに明確にするために、府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例適用基準」を定めており、担当職員は、この適用基準にのっとり条例の施行にあたることとなっています。(別添参照)

[条例の解説トップに戻る](#)

第二章 興信所・探偵事業者

(自主規制)

第5条 興信所・探偵事業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵事業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない。

- (1) 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。
- 2 興信所・探偵事業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵事業者に前項の規約を遵守させるため必要な指導を行うよう努めなければならない。
- 3 興信所・探偵事業者の組織する団体は、第1項の規約を設定したときは、速やかに、当該規約の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る規約を廃止したときも、同様とする。

【解説】

本条は、興信所・探偵事業者の組織する団体(以下、「業者団体」という。)に自主規制のための規約の設定を求めています。

1 第1項は、「業者団体」に対し本条第1項第1号、第2号それぞれに掲げる事項を、その構成員である「興信所・探偵事業者」に遵守させるため、必要な規約を設定する努力義務を課し、「業者団体」を通じて「興信所・探偵事業者」自らの自主的な取組を求めています。

この条例が、単に規制のみでなく府民をはじめ各界各層の自主的な取組に期待している点からも本条は、その中心的役割を果たすものといえます。

なお、本項の規約の設定については自主規制であるため罰則による担保はせず、第10条において知事が指導及び助言をすることができるとしています。

また、本項に掲げる事項は、第7条第1項において「興信所・探偵事業者」が遵守しなければならない事項にもなっています。

- (1) 第1項第1号は、個人に関する調査、報告行為に関して、この条例の目的達成のために「興信所・探偵事業者」が遵守すべき行為を規定しています。

すなわち、「居住地が同和地区にあるかないかについて」の調査行為や「居住地が同和地区にある、又はない」ということの報告行為をしないことを遵守事項としています。

これは、依頼を受けた場所が府の区域内であるか否かを問わず、府の区域内でこのような調査又は報告のいずれかを行った場合が該当します。(第2条第3号に該当する「興信所・探偵事業者」である限り、府の区域外の営業所の従事者が行う調査又は報告についても該当します。)

この場合、報告した内容の真偽に関わらず部落差別事象を引き起こすおそれのあることは明らかであるところから、同和地区にある又はないという報告を行えば、その真偽にかかわらず本号に該当します。

また、「親族」とは、民法第725条に規定されている親族のことであり、具体的には6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族です。

- (2) 第1項第2号は、第1号に関連し、いわゆる部落地名総覧の発行など同和地区の所在を明らかにする行為に関して、「興信所・探偵事業者」が遵守すべき行為を規定したものです。

すなわち、「同和地区の所在地の一覧表等」の提供及び「特定の場所又は地域が同和地区にある」ことの教示をしないことを遵守事項としています。これは、同和地区の所在地が府の区域内にあるか否かを問わず、府の区域内でその情報を提供及び教示したときは該当します。

この場合、第1号と同様、教示の内容の真偽にかかわらず該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、その同義の表現を用いた教示も該当します。

「一覧表等」とは、一覧表のほか、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図などが含まれます。

また、「提供」とは、「他人が利用し得る状態に置くこと」を言い、具体的には、「販売、貸貸、交換、贈与等」があげられます。また、「教示」については、文書、口頭、電子メール等による形態を問いません。

- 2 第2項は、「業者団体」がその構成員に対して、第1項の規約を遵守させるための指導を行うことを努力義務として規定しています。

「業者団体」は、その構成員に対して、団体の内部的規律保持のための一般的な指導権限は有しますが、特に本項で「規約」の遵守についての指導を義務づけることにより、「業者団体」の積極的な取組を促したものです。

- 3 第3項は、第1項の規約を設定したときは、知事に届け出ることを義務づけています。また、届出事項を変更したり、規約を廃止したときも同様としています。

なお、届出事項及び届出の書類は、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)第2条及び第9条(様式第1号、第2号、第3号)で規定しています。

条例の解説トップに戻る

(届出)

第6条 興信所・探偵事業を営もうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- 2 前項の規定による届出をした興信所・探偵事業者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又はその営業を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

【解説】

本条は、興信所・探偵事業を営もうとする者に対して、知事への届出を義務づけています。

1 本条は、営業規制の中で最もゆるやかな届出制を採用し、業者の営業の自由について配慮を行っています。これまで、興信所・探偵事業は全くの自由参入業種でしたが、この条例において初めて届出制を設けたことにより、業界の異態把握に寄与すると考えられます。

届出事項は、本条第1項第1号及び第2号で、届出書類は「施行規則」第4条第1項(様式第4号)で規定しています。

- 2 届出事項に変更を生じたときや、興信所・探偵事業を廃止したときは、その日から10日以内に知事に届け出ることを義務づけています。

この場合の届出書類は、「施行規則」第4条第2項(様式第5号及び第6号)で規定しています。

本条第1項又は第2項の規定に違反した者に対しては、第20条の罰則(料料)が適用されます。

条例の解説トップに戻る

(遵守事項)

第7条 興信所・探偵事業者は、その営業に関し、第5条第1項各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 興信所・探偵事業者は、その営業に関し従業者に第5条第1項各号に掲げる事項を遵守させるための必要な指導及び監督を行わなければならない。

【解説】

本条は、「興信所・探偵事業者」に第5条第1項に掲げる二つの事項を遵守することを義務づけるとともに、従業者に対する指導、監督を義務づけています。

1 「興信所・探偵事業者」が第5条第1項第1号に反する行為、又は第1項第1号と第2号にともに反する行為を行えば、本条第1項違反となります(第5条の真参照)。
なお、第5条第1項第1号は同和地区にあるかないかの調査、報告の行為を、同条第1項第2号は第1号に関連して同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示等の行為を規制することで部落差別事象の発生を防止しようとするものであり、「興信所・探偵事業者」が調査、報告等した内容の真偽にかかわらずこの場合には、部落差別事象を引き起こすおそれがあることから、同和地区にあるかないかという調査、報告や同和地区にあることの教示等を行えば、本項に該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、同義の表現を用いた場合も該当します。

第1項は、この条例の規制面においては中核的な部分であり、第1項に違反した場合が第8条第1項に規定する指導の要件となっています。

2 第2項は、興信所・探偵事業における従業者の役割の重要性に鑑み、第5条第1項各号を遵守させるための指導、監督を行うことについて規定したものです。

第2項における興信所・探偵事業を行う者の従業者への指導及び監督について、知事は、「興信所・探偵事業者」に対し指導及び助言をすることができることとなっています(第10条の真参照)。

条例の解説トップに戻る

(帳簿等の備付け)

第8条 興信所・探偵事業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する帳簿及び従業者名簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

【解説】

本条は、この条例を施行し、条例の目的を達成していく上で必要と思われる関係書類等の備付けを「興信所・探偵事業者」に義務づけたもので、具体的には「施行規則」第8条及び第7条で規定しています。

「営業に関する帳簿」とは、「結婚、就職等個人調査記録簿」(様式第8号)のことで、具体的な記載事項は、「施行規則」第7条第1項第1号に規定しており、調査の依頼を受けた年月日、調査の依頼の概要、報告をした年月日、報告の概要及び調査担当者の氏名のことです。

「従業者名簿」とは、「従業者名簿」(様式第9号)のことで、具体的な記載事項は、「施行規則」第7条第1項第2号に定める氏名、住所、性別、生年月日、採用年月日及び退職年月日のことです。

保存期間は、「結婚、就職等個人調査記録簿」にあっては最終の記載をした日から1年間、「従業者名簿」にあっては従業者の在職期間及び退職後1年間としています。

本条の規定に違反した者に対しては、第20条の罰則(料料)が適用されます。

条例の解説トップに戻る

(指示、営業停止及び随時の特例)

第9条 知事は、興信所・探偵事業者が第7条第1項の規定に違反したときは、当該興信所・探偵事業者に対し必要な指示をすることができる。

2 知事は、興信所・探偵事業者が前項の指示に従わないときは、当該興信所・探偵事業者に対し、一月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、大阪府行政手続条例(平成7年大阪府条例第2号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、随時を行わなければならない。

(平7条例3・改正)

【解説】

本条は、第7条第1項の規定に業者が違反したときに、知事がとるべき手段・手続を定めています。

1 「興信所・探偵事業者」が第7条第1項の規定に違反したときは、知事は、当該興信所・探偵事業者に対して、必要な指示をすることができます。

この場合の「指示」とは、当該違反行為の是正のため又は当該違反行為の再発防止のために必要なものという観点から行うものです。

本条の「指示」は、強い行政指導にあたるもので、いわゆる行政処分ではありません。

2 「興信所・探偵事業者」が第1項の指示に従わないときには、知事は、1月以内の期間を定めて当該興信所・探偵事業者の営業の全部又は一部の停止を命ずることができます。

「営業」とは、第2条第2号に定義している興信所・探偵事業であり、「興信所・探偵事業者」が興信所・探偵事業以外に営んでいる営業があっても、それらの営業は含まれません。

「全部又は一部」とについては、指示内容、指示違反の情状を総合的に勘案し定めるものです。また、一部の停止とは、府下の特定の地域、特定の営業所又は特定の調査部門について行うこととなります。

営業停止の期間については、全部又は一部の判断と同様の観点から判断することになります。

なお、営業停止命令の対象となるのは、当該営業停止命令の到達以後に依頼があった事案についての営業活動です。

3 第2項の営業停止を命ずるときは、大阪府行政手続条例(平成7年大阪府条例第2号)第13条第1項に定める意見陳述のための手続の区分にかかわらず、随時を行わなければならない。

第2項の規定による命令に違反した者に対しては、第18条の罰則(3月以下の懲役又は10万円以下の罰金)が適用されます。

条例の解説トップに戻る

(指導及び助言)

第10条 知事は、興信所・探偵事業者の組織する団体に対し第5条第1項の規約の設定について、興信所・探偵事業者に対し第7条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

【解説】

本条は、知事の指導及び助言について規定しています。

知事は、「業者団体」の第5条第1項の規約の設定について、指導及び助言ができます。

第5条第1項は、「諸君団体」の自主的な取組規定のため、あくまで権力的なものでなく知事の指導、助言によって実効をあげようとするものです。

また、知事は、第7条第2項で規定している「興信所・探偵社業者」の従業者に対する指導及び監督についても指導及び助言ができます。

第7条第2項は、従業者に対する指導及び監督の重要性から規定していますが、当該規定についても権力的なものではなく、指導、助言によって担保しています。

[各例の解説トップに戻る](#)

(報告の徴収等)

第11条 知事は、第7条の規定の実施に必要な限度において、異信所・送信事業者に対しその営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、異信所・送信事業者の営業所に立ち入り、帳簿及び書類にこれらの作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがなされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平17条例4、一部改正)

【解説】

本会はこの条例の執行を確保し、条例の目的を十分に達成することができるよう「異国所・探偵社業者」に対する報告の徴収等や職員の立入決定等の規定を設けたものです。

1 報告の徴収等や立入検査等を行うことができる場合は、「第7条の規定の実施に必要な限度」においてです。したがって、第7条の遵守事項に違反している疑いがある場合に、その事実の確認のために行うものですので、具体的な必要性がないのにむやみに報告等や徴収等、立入検査等を行うことは許されません。

さらに、報告や資料の提出を求め、又は立入検査や質問を行うことができる範囲も、当該違反行為の事実確認のために必要な範囲に限られます。

電子計算機による情報処理の用に供されるものとは、パソコンやサーバなど電子計算機におけるハードディスク等の記憶装置のほか、磁気ディスク(フロッピーディスク等)、光ディスク(CD-ROM等)等に記録されたものをいいます。

また、質問の対象となる「関係者」とは、当該興信所・探偵社業務及び違反の疑いがある事業の担当従事者等のことです。

2 立入検査をする職員は、「施行規則」第8条(様式第10号)で定める身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

第1項の報告等をしなかったり、虚偽の報告等をした者、あるいは立入検査や質問を正当な理由なく拒否等した者に対しては、第19条の罰則(3万円以下の罰金)が適用されます。

[空例の解説トップに戻る](#)

第三章 土地調查等

(遵守事項)

第12条 土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(7) 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

(2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

2 土地調査等を行う者は、その営業に関し従業者に前項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

(平23条例22-一部改正)

【解説】

本条は、「土地調査等」を行う者に、第1項に掲げる二つの事項を遵守することを義務づけるとともに、第2項において、従業者に対する指導、監督を義務づけています。第2条第4号の「土地調査等」とは、「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。」と定義されています。

本条において、事業者が行う営業活動に関連した土地調査を対象としているのは、部落差別につながる土地調査を「悪い」とする事業者が存在することが明らかとなり、そのような行為は許されないとの考えから、営利目的で土地調査を行う事業者を対象としているものです。

1 「土地開発等」を行う者が第1項第1号及び第2号に反する行為を行えば、本条第1項違反となります。

第1項は、この条例の規制面においては中心的な部分であり、第1項に違反した場合が第15条に規定する勧告の要件となっています。

なお、本項は、事業者の行う「土地開墾等」一般を規制するものではなく、本条第1項第1号及び第2号に違反した場合に因って規制するものです。

(1) 第1項第1号は、調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域の調査、報告行為に關して、この条例の目的達成のために「土地調査等」を行う者が遵守すべき行為を規定したものです。

すなわち、「調査又は報告の対象となる土地に同和地区があるかないかについて」及び「その周辺の地域に同和地区があるかないかについて」の調査、報告行為をしないことを遵守事項としています。

これは、府の区域内でこのような調査又は報告を行った場合が該当するものです。第2条第4号に該当する「土地調査等」を行う者である限り、府の区域内の営業所の存否に関わらず全国どこで事業主であっても、当該「土地調査等」を行う者の従事者が行う調査又は報告についても該当します。

本号は、同和地区があるかないかを調査し、又は報告する行為そのものを規制することで部落差別事象の発生を防止しようとするものであり、報告した内容の真偽にかかわらず部落差別事象を引き起こすおそれがあることから、同和地区があるかないかという調査、報告を行えば、本号に該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、同様の表現を用いた場合も該当します。

例えば、「他府県に事務所を置く全社の従業員が、大阪府内において、土地の売買、譲渡、交換などの府の区域内の土地の取引に関連して、自己の営業のために調査する土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかを調査又は報告」したのであれば本号の遵守事項違反となり、差別規制の対象となります。

(2) 第1項第2号は、同和地区の所在地の一覧表など同和地区の所在を明らかにする行為に関して、「土地調査等」を行う者が遵守すべき行為を規定したものです。

すなわち、「同和地区の所在地の一覧表等」の提供及び「特定の場所又は地域が同和地区にある」との表示をしないことを遵守事項としています。これは、同和地区の所在地が市の区域内にあるか否かを問わず、府の区域内でその情報を提供及び表示したときが該当するものです。

この場合、第1号と同様、数条等の内容の真偽にかかわらず該当し、さらに、単に「同和地区」という表現だけでなく、同様の表現を用いた数示も該当します。

「一覧表等」とは、一覧表のほか、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図などが含まれます。また、「提供」とは、「他人が利用し得る状態に置くこと」を言い、最終的

には、「販売、賃貸、交換、贈与等」があげられます。また、「教示」については、文書、口頭、電子メール等による形態を問いません。

例えば、大阪府内や他府県の「土地調査等」を行う者が、府の区域内の土地の取引に関して、府の区域内で特定の場所又は地域(府内・府外を問わない)が同和地区にあることを教示したのであれば、本号の遵守事項違反となります。

2 第2項は、「土地調査等」を行う者における従業者の役割の重要性に鑑み、第1項を遵守させるための指導、監督を行うことについて規定したものです。

第2項における「土地調査等」を行う者の従業者への指導及び監督について、知事は、「土地調査等」を行う者に対し指導及び助言をすることができることとなっています(第13条の項参照)。

[条例の解説トップに戻る](#)

(指導及び助言)

第13条 知事は、土地調査等を行う者に対し、前条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

(平23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、知事の指導及び助言について規定しています。

知事は、「土地調査等」を行う者に対して、その「土地調査等」を行う者が従業者に対して行う指導及び監督について、指導及び助言ができます。

第12条第2項は、従業者に対する指導及び監督の重要性から規定していますが、当該規定についても権力的なものではなく、指導及び助言によって担保しています。

[条例の解説トップに戻る](#)

(報告の徴収)

第14条 知事は、第12条の規定の実施に必要な限度において、土地調査等を行う者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(平23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、この条例の執行を確保し、条例の目的を十分に達成することができるよう「土地調査等」を行う者に対する報告又は資料の提出を求めることができる規定を設けています。

報告又は資料の提出を求めることができる場合は、「第12条の規定の実施に必要な限度」においてです。したがって、第12条の遵守事項に違反している疑いがある場合に、その事実の確認のために行うものです。具体的な必要性がないのにむやみに報告又は資料の提出を求めることは許されません。

さらに、報告又は資料の提出を求めることができる範囲も、当該違反行為の事実確認のために必要な事項に限られます。

[条例の解説トップに戻る](#)

(勧告)

第15条 知事は、土地調査等を行う者が第12条第1項の規定に違反したときは、当該者に対し、当該違反に係る行為を中止し、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(平23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、第12条第1項の規定に違反したときに、知事がとるべき手段を定めています。

事業者に対し、本条に基づく違反行為の中止と、その他必要な措置を講ずべきことを勧告するものです。

この規定を適用する際には、第14条に基づく報告又は資料の提出を受け、違反事実の確認に至った場合に、行政指導としての勧告をすることができます。

[条例の解説トップに戻る](#)

(事実の公表)

第16条 知事は、土地調査等を行う者が第14条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(平23条例22・一部改正)

【解説】

本条は、「土地調査等」を行う者が、第14条の必要な事項の報告又は資料の提出要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は第15条の勧告に従わないときに、知事は、その事実を公表できることを定めています。

1 「正当な理由なく応じなかったとき」とは、第14条の規定による要求に対し、報告又は資料の提出について正当な理由なく拒否した場合のほか、当該要求に回答しない場合も含まれます。

また、「勧告に従わなかったとき」とは、第15条の勧告に従わない意思が明白である場合、合理的な期間内に必要な是正措置を講じない場合等をいい、勧告書の不受理、不回答も含まれます。

「事実の公表」は、府民に情報提供することにより、府民に注意喚起するとともに、第14条の報告の徴収や第15条の勧告の実効性を担保することにもつながるものです。

なお、「公表」の内容及び方法については、遵守事項に違反した事業者名、違反行為の内容などについて、大阪府公報掲載やホームページ等により行います。

2 公表しようとする場合は、「あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えることにより、「土地調査等」を行う者に対する適正手続きを保障するものです。

[条例の解説トップに戻る](#)

第四章 雑則

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例22・旧第12条繰下)

【解説】

本条は、この条例の施行に関して必要な書類の様式等について、知事が規則で定めることを規定しています。

[条例の解説トップに戻る](#)

(罰則)

第18条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(平4条例3・一部改正)(平23条例22・旧第13条繰下)

第18条 第11条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは質問を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(平4条例3・一部改正)(平23条例22・旧第14条繰下)

第20条 次の各号の一に該当する者は、料料に処する。

(1) 第6条第1項の規定に違反してあらかじめ届出をせず、又は同条第2項の規定に違反して変更若しくは廃止の日から十日以内に届出をしなかった者

(2) 第8条の規定に違反した者

(平23条例22・旧第15条繰下)

【解説】

本条は、この条例の目的が達成されることを確保するために設けられた罰則規定です。

条例の経路トップに戻る

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

(平23条例22・旧第16条繰下)

【解説】

本条は、いわゆる両罰規定です。

両罰規定とは、法人の場合の代表者又は法人若しくは自然人を問わず、その代理人、使用人その他の従業者が、業務上の業務に関し所定の違反行為をしたときは、その行為者と業務主の双方を罰することを定めたものです。

各例の経路トップに戻る

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の遅延に與信所・探偵社業を営んでいる者に関する第6条第1項の規定の運用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和60年11月30日まで」とする。

附 則(平成4年条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第3号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第4号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第22号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

各例の経路トップに戻る

トップに戻る

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

昭和六十三年三月二十七日

大阪府条例第二号

一部改正 平成二十三年三月二十二日

大阪府条例第二十二号

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 與信所・探偵社業等(第五条―第十一条)

第三章 土地調査等(第十二条―第十六条)

第四章 雑則(第十七条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる格差差別、就労差別等の差別事象(以下「部落差別事象」という。)を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(平二三条例二二・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 同和地区 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。

二 與信所・探偵社業 府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他のいかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。

三 與信所・探偵社業者 與信所・探偵社業を営む者をいう。

四 土地調査等 府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。
 (平二三条例二二・一部改正)

(府、関係所・関係事業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)

第三条 府は、国及び市町村と協力して、第一条の目的を達成するため必要な施策に努めるものとする。

2 関係所・関係事業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第一条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。

3 府民は、第一条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

(平二三条例二二・一部改正)

(適用上の注意)

第四条 この条例の適用に当たっては、関係所・関係事業者及び土地調査等を行う者並びに府民の自由と権利を不当に侵害することがあってはならない。

(平二三条例二二・一部改正)

第二章 関係所・関係事業者

(自主規制)

第五条 関係所・関係事業者の組織する団体は、その構成員である関係所・関係事業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない。

一 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

2 関係所・関係事業者の組織する団体は、その構成員である関係所・関係事業者に前項の規約を遵守させるため必要な指導を行うよう努めなければならない。

3 関係所・関係事業者の組織する団体は、第一項の規約を設定したときは、速やかに、当該規約の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る規約を廃止したときも、同様とする。

(届出)

第六条 関係所・関係事業者を営もうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

2 前項の規定による届出をした関係所・関係事業者は、同項各号に掲げる事項に変更が生じたとき、又はその営業を廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(遵守事項)

第七条 関係所・関係事業者は、その営業に関し、第五条第一項各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 関係所・関係事業者は、その営業に関し従業者に第五条第一項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

(帳簿等の備付け)

第八条 関係所・関係事業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する帳簿及び従業者名簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

(指示、営業停止及び期間の特例)

第九条 知事は、関係所・関係事業者が第七条第一項の規定に違反したときは、当該関係所・関係事業者に対し必要な指示をすることができる。

2 知事は、関係所・関係事業者が前項の指示に従わないときは、当該関係所・関係事業者に対し、一月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、大阪府行政手続条例(平成七年大阪府条例第二号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(平七条例三・一部改正)

(指導及び助言)

第十条 知事は、関係所・関係事業者の組織する団体に対し第五条第一項の規約の設定について、関係所・関係事業者に対し第七条第二項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収等)

第十一条 知事は、第七条の規定の実施に必要な程度において、関係所・関係事業者に対しその営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、関係所・関係事業者の営業所に立ち入り、帳簿及び書類(これらの作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平一七条例四・一部改正)

第三章 土地調査等

(遵守事項)

第十二条 土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

2 土地調査等を行う者は、その営業に関し従業者に前項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

(平二三条例二二・追加)

(指導及び助言)

第十三条 知事は、土地調査等を行う者に対し、前条第二項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

(平二三条例二二・追加)

(報告の徴収)

第十四条 知事は、第十二条の規定の実施に必要な限度において、土地調査等を行う者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。
(平二三条例二二・追加)

(動告)

第十五条 知事は、土地調査等を行う者が第十二条第一項の規定に違反したときは、当該者に対し、当該違反に係る行為を中止し、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
(平二三条例二二・追加)

(事実の公表)

第十六条 知事は、土地調査等を行う者が第十四条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、説明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(平二三条例二二・追加)

第四章 雑則

(規則への委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(平二三条例二二・旧第一二条線下)

(罰則)

第十八条 第九條第二項の規定による命令に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
(平四条例三・一部改正)(平二三条例二二・旧第一三条線下)

第十九条 第十一條第一項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは質問を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは遅延した者は、三万円以下の罰金に処する。
(平四条例三・一部改正)(平二三条例二二・旧第一四條線下)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、料料に処する。

- 一 第六條第一項の規定に違反してあらかじめ届出をせず、又は同條第二項の規定に違反して変更若しくは廃止の日から十日以内に届出をしなかった者
 - 二 第八條の規定に違反した者
- (平二三条例二二・旧第一五條線下)

(両罰規定)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。
(平二三条例二二・旧第一六條線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の期日に関係所・関係事業者等に関する第六條第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和六十年十一月三十日まで」とする。

附 則(平成四年条例第三号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第三号)

この条例は、平成七年十月一日から施行する。

附 則(平成十七年条例第四号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年条例第二二号)

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

[トップに戻る](#)

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例施行規則

昭和六十年八月二日

大阪府規則第五十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(昭和六十年大阪府条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主規制の規約に係る届出事項)

第二条 条例第五條第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 構成員である関係所・関係事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 三 条例第五條第一項の規約(以下「自主規制の規約」という。)の内容及び実施年月日

(自主規制の規約に係る届出)

第三条 条例第五條第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

- 一 自主規制の規約を設定した場合 自主規制の規約設定届出書(様式第一号)
- 二 自主規制の規約の設定の届出に係る事項に変更が生じた場合 自主規制の規約変更届出書(様式第二号)
- 三 自主規制の規約を廃止した場合 自主規制の規約廃止届出書(様式第三号)

(興信所・探偵社業に係る届出)

第四条 条例第六条第一項の規定による届出は、興信所・探偵社業届出書(様式第四号)を提出することにより行わなければならない。

2 条例第六条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

- 一 興信所・探偵社業の届出に係る事項に変更が生じた場合 興信所・探偵社業変更届出書(様式第五号)
- 二 興信所・探偵社業を廃止した場合 興信所・探偵社業廃止届出書(様式第六号)

(興信所・探偵社業届出済証)

第五条 知事は、条例第六条第一項の規定による届出を受領したときは、興信所・探偵社業届出済証(様式第七号)を交付する。

2 条例第六条第一項の規定による届出をした興信所・探偵社業者は、その営業を廃止したときは、速やかに、興信所・探偵社業届出済証を知事に返納しなければならない。

(帳簿等の保存期間等)

第六条 条例第八条の営業に関する帳簿は、結婚、就職等個人調査記録簿(様式第八号)とし、同条の従業者名簿は、従業者名簿(様式第九号)とする。

2 興信所・探偵社業者は、結婚、就職等個人調査記録簿を最終の記載をした日から一年間保存しなければならない。

3 興信所・探偵社業者は、従業者名簿に従業者が退職した場合においてもその日から一年間保存しなければならない。

(帳簿等の記載事項)

第七条 条例第八条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 結婚、就職等個人調査記録簿 調査の依頼を受けた年月日、調査の依頼の概要、報告をした年月日、報告の概要及び調査担当者の氏名
- 二 従業者名簿 氏名、住所、性別、生年月日、採用年月日及び退職年月日

(身分証明書)

第八条 条例第十一条第二項の証明書は、身分証明書(様式第十号)とする。

附 則

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第八号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第七五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所定の調査をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

様式 略

トップに戻る

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例適用基準

昭和60年8月制定

平成23年9月一部改正

1 目的

この適用基準は、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(昭和60年8月27日大阪府条例第2号、平成23年3月22日大阪府条例第22号)。(以下「条例」という。)中、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者の義務に係る規定の実施に関し必要な事項を定め、もって業者及び府民の自由と権利を不当に侵害することなく、適正な条例の施行に資することを目的とする。

2 基本原則

条例の運用にあたっては、条例第4条(運用上の注意)の趣旨をふまえ、適正かつ慎重に行わなければならない。

3 基準

1 第7条第1項の「遵守事項」について

興信所・探偵社業者の行為が、条例第7条第1項の遵守事項違反に該当するかどうかの判断は、資料等に基づく客観的事実によって行うものとする。このため、その判断に際しては、まず、調査依頼の内容も含め必要な資料収集や事情聴取に努めるものとする。

(1) 遵守事項第1号について

第1号違反となるのは、結婚、就職等の調査部門において「居住地が同和地区にあるかないか」について明らかに調査し、又は「居住地が同和地区にある、又はない」ということを報告書に記載するなどにより報告した場合である。したがって、本号は「同和地区かどうかの調査又は報告」を規制しようとするものであり、「同和地区における調査又は報告」を規制しようとする趣旨ではないことに留意する必要がある。

この場合、「同和地区」とは、条例第2条第1号において定義しているとおりであるが、単に「同和地区」という表現だけでなく、「被差別部落」等同様の表現を用いた調査、報告行為についても違反となる。

(2) 遵守事項第2号について

第2号違反となるのは、販売、賃貸等により「同和地区の所在地の一覧表等を提供」した場合や、文書・口頭を問わず「特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示」をした場合である。

この場合においても、単に「同和地区」という表現だけでなく、その同様の表現を用いて行った場合も違反となる。

2 第9条第1項の「指示」について

第9条第1項の指示は、興信所・探偵社業者が第7条第1項の遵守事項に違反したことが明白な場合に、その違反行為の是正及び再発防止のために行うものである。

(1) 「明白な場合」とは、前記1に基づき違反の事実が資料等により客観的に認められた場合のことであり、社団法人大阪府調査業協会から資料を添付するなどにより、明確な違反の事実について自主的な申告を受けた場合も含まれるものである。

(2) 指示は、個々の事案に応じた適切なものとし、具体的内容を文書によって行うものとする。

3 第9条第2項の「営業停止」について

第9条第2項の営業停止は、第9条第1項の指示に従わないことが明白な場合で、かつ従わないことを放任し得ない場合に行うものとする。

(1) 営業停止の範囲は、指示内容及び指示違反の情状を総合的に勘察し、第7条第1項にかかる違反行為が発生した調査部門等に限定するなど過大なものとならないよう配慮して定めるものとする。

(2) 営業停止の期間は、指示内容及び指示違反の状況を総合的に勘察し、実効性を確保できる最小限度のものとする。

4 第11条の「第7条の規定の実施に必要な限度」について

第11条に基づく立入検査等は、興信所・探偵社業者が第7条第1項の遵守事項に違反している疑いが明白と認められる場合に、その必要性を十分吟味した上で、当該違反事実を客観的に確認するために必要最小限度の範囲において実施するものとする。

なお、社団法人大阪府調査業協会から違反の疑いについて自主的な申告を受けた場合も同様とする。

5 第12条第1項の「遵守事項」について

土地調査等を行う者の行為が、条例第12条第1項の遵守事項違反に該当するかどうかの判断は、資料等に基づく客観的事実によって行うものとする。このため、その判断に際しては、まず、調査依頼の内容も含め必要な資料収集や事情聴取に努めるものとする。

(1) 遵守事項第1号について

第1号違反となるのは、土地調査等を行う者が、「調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないか」について調査し、又は「同和地区がある、又はない」ということを報告書に記載するなどにより報告した場合である。

土地調査等を行う者である限り、府の区域内に営業所がある、なしに関わらず、当該土地調査等を行う者が行う調査又は報告についても該当する。したがって、本号は「同和地区かどうかの調査又は報告」を規制しようとするものであり、「同和地区における調査又は報告」を規制しようとする趣旨ではないことに留意する必要がある。

この場合「同和地区」とは、条例第2条第1号で定義しているとおりであるが、単に「同和地区」という表現だけでなく、「被差別部落」等同義の表現を用いた調査、報告行為についても違反となる。

(2) 遵守事項第2号について

第2号違反となるのは、販売、賃貸等により「同和地区の所在地の一覧表等を提供」した場合や、文章・口頭を問わず「特定の場所又は地域が同和地区にあること」の指示をした場合である。これは、同和地区の所在地が府の区域内にあるか否かを問わず、府の区域内でその情報の提供及び教示をしたときが該当する。

この場合においても、単に「同和地区」という表現だけでなく、「被差別部落」等同義の表現を用いて行った場合も違反となる。

6 第13条の「勧告」について

勧告を行う際には、第7条の規定に基づき、土地調査等を行う者が第12条第1項の遵守事項に違反していることが客観的事実として明白であることを確認する必要がある。

[トップに戻る](#)

部落差別につながる身元調査をなくする方策について(答申)

昭和59年12月 大阪府同和对策審議会

はじめに

昭和21年、基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法が制定され、また、国際的にも、昭和23年に国連で世界人権宣言が採択されたのをはじめ国際人権規約などの人権関係諸条約が採られるなど、第2次世界大戦後は内外において人権尊重の取組が着実に進められてきた。そうしたなかであって、わが国における重大な人権問題である同和問題の解決に向けて、昭和40年、国の同和对策審議会の答申が出され、本審議会においても昭和44年10月、初の答申を提出した。

その後、府においては、積極的に同和对策事業を推進し、今日、生活環境改善等の面において、相当の成果をみるに至った。しかし、部落差別の重要な側面である心理的差別への対策の成果は、決して十分であるとはいえない状況にある。なかでも、すでに種々の啓発事業や行政指導が行われてきたにもかかわらず、依然として部落差別につながる身元調査が後を絶っていない。人生の重要な門出となる結婚や就職に際して行われるこのような差別的な身元調査は、人権侵害の最たるものであり、同和地区出身者の人生に決定的な打撃を与えるものである。また、このことと関連して、部落地名掲載は、昭和50年末に廃止して以来、発行種数は9種増、購入費額は、表面化しただけでも200余りに達しており、現在においても、ひそかに利用されていると考えられる。もともと差別的な身元調査は、表面化しにくい性質のものであるにもかかわらず、毎年事件の発生をみている。すでに昭和40年の国の同和对策審議会答申のなかで、「差別」は重大な社会悪であることが指摘されている。なお、最高裁判所は、昭和50年4月4日の判決において、この種の身元調査が、憲法14条の精神に反するものであり、公の秩序に反し、違法であるとした原判決を認めている。

このような現状をみるならば、同和問題の解決のためには、このような悪質な調査や報告行為を防止するための総合対策がぜひとも急がれるところである。

1 啓発活動の充実について

部落差別につながる身元調査を防止していく上において、このような身元調査を依頼する府民の差別意識を根絶し、心理的差別の解消を図ることが不可欠である。そのためには広く府民に対し、同和問題を正しく理解し、自らの偏見を克服するよう、教育・啓発活動を地道に根気よく進めなければならない。

本審議会は同和問題に関する啓発事業について、昭和58年5月にその現状と課題、及び啓発のあり方について答申し、府ではこの答申に基づき種々の啓発事業を行ってきた。

本来、府民が同和問題を正しく理解し、その偏見を克服していくことは、他から強制されるべきことではなく、府民自身が主体的に取り組むべき課題である。府の役割は、府民一人ひとりが同和問題の解決を自らの課題として受けとめ、積極的に行動していくための条件整備を行うことであり、とくに身元調査が社会の困害として行われている傾向があることを考えると、部落差別につながる身元調査が重大な社会悪であるという気運の醸成に努めることが肝要である。

府民の自主的な運動により昭和54年12月人権啓発推進大阪協議会が結成され、企業や宗教団体の啓発組織などとの連携のもとに、広範な府民啓発活動をくりひろげてきている。

このような啓発活動の推進により、府民の同和問題に対する理解と認識はある程度進みつつあると考えられる。啓発活動は、悪質な身元調査の防止対策として、直ちに効果が望めないとしても、心理的差別の克服には教育・啓発が中心的役割を果たすべきである。

今後とも、本審議会の啓発答申や地域改善対策審議会の啓発活動のあり方についての意見具申(昭和58年6月)の趣旨にのっとり、府民に対する啓発活動を一層広範・効果的なものとするよう努めるべきである。

2 現行制度の活用について

わが国の法制度の現状をみると、現在、部落差別につながる身元調査を正面から規制する現行法は存在しない。しかし、間接的な規制あるいは被害者の救済に役立っている制度として以下のようなものがある。

まず、人権を侵害された人を救済するために、人権擁護委員法による人権擁護委員制度と法務省の人権保護事件調査処理規程による人権保護処理制度がある。また、日本弁護士連合会や各弁護士会においても、被害者救済などの人権擁護活動を行っており、地方公共団体でも各種相談のなかで人権の保護が図られるよう努めている。

次に、身元調査にあたって関係の深い戸籍法や住民基本台帳法についてみると、現在、戸籍法、住民基本台帳法の運用にあたって、差別につながる身元調査や各種リストを作ることを目的とした大量閲覧など不当な目的に利用されることを防止するため、市町村では、戸籍簿本の交付の制度や住民基本台帳の開覧等の制度などが行われている。今後、府は市町村と連携して、引き続き画用の徹底をはかるとともにその法的整備等について図に留意していくべきである。

なお、差別調査によって受けた被害が民法709条(不法行為)や刑法230条(名誉毀損)などに該当する場合には、それらの条項を活用することも可能である。しかし、この種の身元調査は被害者本人の知らないうちに行われることが多いと思われるので、それらの条項を活用することは困難と考えられる。とくに、刑法230条は、「公然性」を要件としており、通常の身元調査は依頼者に報告されるにとどまるので、この要件に該当することはなく、活用できるケースは非常に少ないものとなる。

これら現行制度は、「部落差別につながる身元調査」を直接規制するものでないため、その防止対策としては限界があるが悪質な身元調査の事前防止や被害者の法的救済の上で一定の役割を果たすものであるから、可能なかぎり活用をはかるべきである。

3 行政指導の強化と自主規制の促進について

(行政指導)

部落差別につながる身元調査をなくすために、企業に担うべき役割は大きいものがある。

府は、企業に対して、とくに、同和問題解決の中心課題である同和地区住民の就職の機会均等を確保するという観点から、国とも連携して、公正な採用選考を求めるなかで、非合理的な身元調査をしないように指導してきた。すなわち、公正な採用選考を期するため、統一応募書類の作成と使用の徹底、社内研修の推進、行政による研修会の開催、啓発冊子の作成等のほか、国ならびに関係機関の協力をえて「就職差別撤廃月間」を設定し、企業をはじめ広く府民に対し啓発を行っている。また指導的役割を担うものとして企業内同和問題研修推進員の設置の指導や企業内同和問題指導者の養成を行っており、企業啓発組織として「大阪企業同和問題推進連絡協議会」等もつくられている。今後とも関係機関と協力して就職差別をしないよう一層指導の徹底をはかるべきである。

とくに、調査を業とする者については、国(法務省(局))等において、これらの業者に対し、人権の尊重について文書指導等が行われてきた。すなわち、昭和51年7月以来、再三にわたり大阪法務局長で、府下の興信所・探偵社に対して、就職・結婚の際の身元調査について、部落差別を意図し、又は、助長することのないよう自粛を要請してきており、また、同和問題研修会も実施されているが、今後とも業者に対する指導を一層推進していくことが必要であることはいまでもない。

(自主規制)

個人調査を業務のひとつとする興信所・探偵社業界は、当面の問題に関しては特に重要なかわりをもっている。

しかしながら、その営業に関しては明治以来の長い歴史を有しているといえるものの、営業資格はもとより行政への届出も必要としない、全くの自由参入業種として今日にいたっている。そのため、業界の正確な実態が把握できず、正確なとれない業者も少なくなく、行政指導にも支障をきたしている。業務内容は、人事調査や経済信用調査等に分類されているが、必ずしも固然と区別されるものではない。

近年、情報化社会の著しい進展のなかで、本業界に対する社会の需要も大きくなってきたが、同時にまた、今日のプライバシー保護・人権保護の世風の高まりのなかで、業界としての新たな課題も出てきた。

こうしたなかにおいて、業界の社会的責任を自覚し、健全化をめざす自主規制の動きが現れてきた。人事調査を一切扱わないと声明したり、部落差別につながる調査の拒否とあわせてそうした依頼者に容れず拒絶する業者も出てきている。また、業界の社会的地位の向上をめざすとともに自主規制を効果あらしめるため組織化も進んできており、昭和59年8月には、大阪府調査業協会が設立された。

こうした組織化や自主規制の取組は、業界の主体的な自浄作用として評価すべきであるが、自主規制が真に効果をあげるためには、未組織業者が野放しにならないようにしなければならぬ。このため、このような業界組織の拡充・発展と今後の役割に期待するところはきわめて大きいといえる。府としても、このような観点から健全な業界の育成のため法人化の方向を指導するなどできるだけの指導や援助について配慮すべきである。

4 法的整備について

部落差別につながる身元調査をなくすためには、以上述べたとおり、府民に対する啓発活動の充実、現行制度の活用、行政指導の強化、さらに調査を業とする者による自主規制の促進などの方策が基本でなければならない。

しかし、これらの方策が幅広い取組として推進されているにもかかわらず、結婚や就職等の際の部落差別の現状、部落差別につながる身元調査や部落地名偽称問題が払拭されていない現状を直視したとき、こうした取組だけでは限界のあることを示している。この問題の解決は、基本的には啓発等の非権力的な手段により対処していくべきであるが、そのことと同時に既に発生しつつある事態に対処するためには何らかの強制力を伴う法的措置の必要性を認めざるを得ない。

現在、差別的な身元調査の法的規制を求める要望が府下の多くの市町村議会をはじめとして、大阪府市長会、大阪府町市長会、大阪府人権擁護委員連合会等から府に対してなされていることも考慮されるべきである。法的整備としては、部落差別につながる身元調査が全国的に行われることから国における立法化がもとより最も有効なものであろう。しかし、現在、国における取組については、ほとんど進展をみていない。一方、部落差別につながる身元調査は重大な人権問題であり、これをなくすことは一日も放置し得ない緊急課題である。

こうしたことから、府においては引き続き国に対して立法化を強く要請するとともに、府自らも本件について必要な規制に取り組みべきであると考えられる。

府における法的整備としては、いくつかの形態が考えられるが、悪質な業者に対しては実効性を高める必要があること、また府民や社会への影響力を考えたとき、広く府民の意思を代表する府議会において審議し、制定される条例によることが最も適切である。

法的整備の内容としては以下の内容を盛り込むことが必要であると考えられる。

まず、同和問題の解決のため指導的役割を果たすべき府の責務を明確にするとともに、部落差別につながる身元調査が広く個々の府民の意識と行動にかかわる一方、身元調査を営業として行う者とも深くかわるるところから、府民と業者のそれぞれの責務を明確にすることが必要であると考えられる。

とくに業者については、わが国においては現在のところ何らの法制度もなく、全くの自由参入業種となっているが、その業務内容が府民のプライバシーに關連するとともに、営業行為として継続性、反復性をもち、その活動能力の点からも社会的責任は大きいといえる。また、いまだ一部に悪質な業者が存在するという現実からも、一定の責務を法的に負うことは甘受しなければならないものと思われる。外国においては米国のニューヨーク州やカリフォルニア州における私立探偵士法等のように行政の監督下での営業活動になっている例もある。

業者の業務内容については、憲法上の営業の自由について深くかわるものであり、条例目的を達成できる範囲でできるだけ限定的な制限にすることが肝要である。

以下にその主なものを具体的にあげてみる。

第一に知事に業の届出を行うこと。

第二に次の2点を遵守することを義務づける。

1) 同和地区居住者又は出身者かどうかの調査、報告をしないこと。

2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供をしないこと。

この遵守事項については、まず、業者において、自主的な規制に努めることが必要である。なお、遵守事項については、現実の調査業に携わる従業員にも及ばなくてはならない。そこで、業者遵守事項について、従業員に指導・監督に努めることが必要となってくる。このことは、とくに、本業界の実態からいえることである。

以上のようなことを確保するためには、知事が一定の権限をもつことが必要となってくる。その第一は、知事が業者に対して、その義務をはたしていくよう指導や助言を行うことができること。

二に遵守事項について違反があったとき、違反行為を是正するため必要な指示をすることができ、さらに、指示に従わない悪質な業者に対しては、営業停止を含む行政処分を行うことができることである。また、これら指導、監督のため、必要な限度において、職員に業者の営業所に立ち入り、検査させることなどができるようにすることも必要である。

以上のようなことを最終的に担保するため、届出義務違反、営業停止処分違反等に罰則を設けることも必要である。

なお、遵守事項については、最終的には罰則で担保するものである。構成要件を明確に規定することが必要である。また、条例の運用にあたっては、行政の主体性の確立に努めるとともに、随時手続を設けるなど業者の営業を不当に侵害することがないよう留意すべきである。

また、大阪府という限られた領域での取組であるが、条例の運用にあたっては、国の機関や府下市町村とも連携し、幅広い取組をなすことにより、府民各層の意識に対して啓発効果を高めるべきである。

結論

以上に述べてきたように、結婚や就職等における部落差別につながる身元調査をなくすためには、府民に対する啓発活動の充実、現行制度の活用、行政指導の強化及び業者による自主規制の促進などの諸方策を効果的に推進していくことが重要であり、また、これらの方策の限界を補完するための法的措置として、条例制定が必要であるとの結論に達したものである。本来、この問題の解決のためには、同和問題が府民の前により開かれたものとなる必要があり、究極的には、府民自身の主体的な意識変革に資すべきものである。したがって、条例を制定したとしても、その運用にあたっては決して府民の権利と自由を不当に侵害しないよう留意し、あくまで府民に対する啓発効果を第一義的に考えるべきである。

同和問題の解決は、まさに憲法に規定された基本的人権を保障し、自由と平等の理念を実現するものであり、府民一人ひとりの心からの理解と協力が必要であることを付言しておきたい。

トップに戻る

このページの作成所属
庶民文化部 人権局人権擁護課 人権・同和企画室

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[お問合わせ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
(法人番号 4000020270008) 咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2017 Osaka Prefecture, All rights reserved.